

可認局源驛

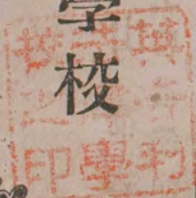
明治二十年三月十九日發兌

第壹年級

英吉利法律講義錄

第二十七號

英吉利法律學校



目次

○日本刑法

(第二十二號ノ續キ)

法學士

岡山兼吉
畔上啓策筆記

○私犯法

(第二十五號ノ續キ)

法學士

奧田義人
畔上啓策筆記

○契約法

法學士

土方寧
山口正毅筆記

○質問

(第二十五號ノ續キ)

合ト雖モ尙拘留ノ命令アレハ其命令ニ從ハサル可カラス
 (第二) 暴行脅迫ヲ以テ官吏ノ爲ス可カラサル事件ヲ行ハシメタルモ
 ノ前者ハ官吏ノ爲ス可カラスト命スルコトヲ爲シタルモノナレトモ
 此ハ官吏ノ爲サ、ルト云フコトヲ爲サシメタル場合ヲ云フ其事柄全
 ク反對シタルモノナリ例ヘハ巡查カ家屋立退ヲ命令スルヲ拒ムトキ
 他ノ一人來リテ巡查ヲ脅迫シ其拒命者ヲ毆打シ以テ其命令ヲ實行セ
 シムル場合ノ如キ是ナリ

第拾四回

第四百十條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ官吏ヲ毆傷シタル者ハ毆打創

傷ノ各本條ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ從テ處斷ス

本條ハ第三百三十九條ノ說明ニ過キス則チ官吏ヲ毆打シタル者ハ重キ
 刑ヲ科スルコトヲ定メタルモノナリ

第四百十條

第四百十條

日本刑法 (第四百十條 第四百十一條)

官吏ノ職務
ヲ行フヲ妨
害スル罪

第一條
元(官吏(第一)ヲ暴行強迫(第二))
素(ス職務ヲ行フコト(第三))
第一、法律規則ヲ執行スル場合
第二、行政ノ命令ヲ執行スル場合
第三、司法官署ノ命令ヲ執行スル場
合

141 第二條
官吏侮辱
目 前(形容又ハ言語)
非 目前(文書、圖畫、演說)

第四百一
一條

第四百一 條 官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ言語
ヲ以テ侮辱シタル者ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上十
圓以下ノ罰金ヲ附加ス
其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書圖畫又ハ公然ノ演說ヲ以テ侮辱シタ
ル者亦同シ
本條モ亦第三百三十九條ノ說明ニ過キス則チ官吏ノ資格タル一身上ニ
對シテ攻撃シタルノ條ナリ而シテ本條ニハ其目前ニ於テ犯シタルモ

ノト又目前ニアラサルモノトノ二アルヲ以テ今之レヲ二種ニ分ツ
 官吏職權内ノ事務資格ニ對シテ犯ストハ譬へハ裁判官ノ執務スルト
 キニ當リ馬鹿野郎ト云フカ如シ
 又法庭外ニ於テ爲スコトハ重ニ其人ノ攻撃ニ亘ルモノニシテ或ハ某
 官吏ハ賄賂ヲ取トカ或ハ某官吏ハへつばこナリ杯ト云フカ如キ皆侮
 辱罪トナルモノナリ故ニ本條ノ罪ハ(第一)官吏ノ資格アル者ニ對シテ
 (第二)侮辱シタルコト肝要ナリ而シテ此侮辱ト云フ文中ニハ「ライベル」
 ト「スタンドル」トノ二所爲ヲ含蓄スルモノナリ
 此侮辱又ハ誹譏罪ハ或ル所爲カ法律ニ背キタル事實アルコトヲ必要
 トシ之レニ依リテ其社會ヲ害シタルコトナカル可カラス英吉利刑法
 ニ於テハ此原素確定スレトモ日本ニテハ此等ノコトハ一ニ判事ノ認
 定ニ委ヌルモノナリ彼ノ檢察官ニ對シテ馬鹿ヲ論告ナリト云フカ如

日本刑法

百九

キ官吏ハ馬鹿ニアラサルニ馬鹿ト云フハ則チ其人ヲ侮辱シタルモノナリ

元來人ノ法律ニ背キ又道德ニ背キ社會公聚ハ之レヲ排斥スル如キ言ハ日本刑法上餘リ問ハサルコトナルカ學問上ハ之レヲ必要ナリト爲ス刑法第四百一條ノ侮辱ナルモノハ其目前ナリ又ハ目前ニ非サルモ他人ヲシテ之レヲ知ラシメ厭ヒ嫌ハシムルニ至リタレハ以テ足レリトス

玆ニ目前ト云フハ耳聽ノ達スル所ヲ云フ故ニ障子一枚ヲ隔ツルカ又ハ風呂敷一枚ヲ以テ顔ヲ蔽フトモ是レ目前ニ非スト云フコトヲ得サルナリ又本條ニ於テ官吏ノ職務ニ對シ其目前ニ於テ形容若クハ言語ヲ以テ云々トアリ如何ナルコトカ形容ヲ以テ侮辱シタルモノト認ム可キカト云フニ西洋ニテ云ヘハ手ヲ鼻ニスルコト又日本ニテ言ヘハ

尻ヲ出シテ社會公衆ノ人ニ厭ヒ嫌ハル、コトナラン言語トハ口ニ誹
 ルコトナリ第二項ニ至リテ其目前ニ非スト雖モ刊行ノ文書云云トア
 リ刊行トハ蒞蒞板ニテ摺リ立テタルモノナルモ可ナリ而シテ其文書
 圖畫ハ「パブリケーシヨン」即チ公ケニ人ニ示スコトヲ要ス如何ニ文書
 圖畫ヲ以テ侮辱トナル可キコトヲ作ルトモ之レヲ公衆ニ示サ、ル以
 上ハ未タ本條ノ罪トナラサルナリ例ヘハ侮辱トナル可キコトヲ文書
 ニ作リ印刷シテ之ヲ懷中スルトキノ如キ然リ
 次ニ公然ノ演說ヲ以テ侮辱シタル者亦同シトアリ之レハ大ニ其事實
 ニ關係スルモノニシテ二十人居合スル食堂ニ於テ演說スルモ公然ト
 云ハル、コトアリ又親睦會ノ節席上演說ノ如キモ猶公然ト認メラル
 、コトアリ兎ニ角多クノ人ニ知ラセ知ラル、コトハ則チ本條ニ謂フ
 所ノ公然ナル可シ

日本刑法 (第百四十二條)

百十一

英國ノ判決例ニモ唯一人ニ向ケ手紙ヲ遣リシコトモ罵詈訾ト認メラレ刑ニ處セラレシコトアリ

本條ノ罪ヲ犯シタル者ノ刑ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五拾圓以下ノ罰金ヲ附加セラル

第四百四十二條

第三節 囚徒ノ罪及ヒ罪人ヲ藏匿スル罪

第四百四十一條 已決ノ囚徒逃走シタル者ハ一月以上六月以下ノ

重禁錮ニ處ス

若シ獄舎獄具ヲ毀壞シ又ハ暴行脅迫ヲ爲シテ逃走シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處ス

囚徒逃走ノ罪ト罪人ヲ藏匿スル罪トハ二者全ク其性質ヲ異ニスルヲ以テ學理上ヨリ云ヘハ之レカ區別ヲ爲サル可カラズ然レトモ先ツ暫ク刑法ノ區別ニ從ヒ之ヲ講セン

已決ノ囚徒トハ裁判言渡ヲ受ケタル罪人ヲ云フ此ニ逃走ト云フハ正
 サニ監獄吏ノ支配ヲ離レサル時ニ遁レタルモノナラサル可カラズ故
 ニ既ニ監獄吏ノ支配ヲ離レ其身自由ナルトキニ逃走スルモ以テ本條
 ノ罪ヲ構成セサルモノトス而シテ此罪ハ有意犯ナルヲ以テ火事ノト
 キ一命ヲ全フセント思フテ逃走シタル如キハ本條ノ罪トナラサルナ
 リ

第四百十三條

第四百十三條 已決ノ囚徒逃走ノ罪ヲ犯スト雖モ再犯ヲ以テ論

セス其刑期限内再ヒ逃走シタルモノハ再犯ヲ以テ論ス
 刑法ノ總則ニ再犯加重ナルモノアリ然ルニ本條ハ總則ニ違ヒ一種固
 有ノ法ナルヲ以テ故ラニ此ニ規定セシモノナリ則チ先キニ一罪ヲ犯
 シテ捕ハレ今又逃走罪ヲ犯ストキハ直チニ再犯ヲ以テ論セス再犯ト
 シテ論スルニハ必ス其刑期限内ニ於テ再ヒ逃走シタル者ナラサル可

日本刑法 (第四百十三條 第四百十四條 第四百十五條 第四百十六條)

第四百四十四條

未決ノ囚徒入監中逃走シタル者ハ第四百四十二條ノ例ニ同シ但原犯ノ罪ヲ判決スル時ニ於テ數罪俱發ノ例ニ照シテ處斷ス

本條ハ未決ノ囚徒ト雖モ入監中逃走シタル者ハ第四百四十二條ノ例ニ同シク處斷スルコトナ云ヒ併セテ其罪ヲ處斷スルニハ數罪俱發例ニ由リタルハ全ク輕キニ就キシモノナリ

第四百四十五條

囚徒三人以上通謀シテ逃走シタル時ハ第四百四十二條ノ例ニ照シ各一等ヲ加フ

本條ハ説明ノ條ニ止マレハ別ニ講ス可キコトナシ

第四百四十六條

囚徒ヲ逃走セシムル爲メ兇器其他ノ器具ヲ給與シ又ハ逃走ノ方法ヲ指示シタル者ハ三月以上三年以下ノ重禁錮ニ處

シ二圓以上二拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス因テ囚徒ノ逃走ヲ致シタル時
 ハ一等ヲ加フ
 兇器トハ人ヲ殺スニ足ル道具ニシテ逃走スルニ便ナルモノヲ云フ故
 ニ麻繩ヲ與フル如キ所爲ト雖モ之レヲ以テ囚徒ヲ逃走セシムルニ足
 レハ亦以テ本條ノ罪ヲ組成スルモノトス逃走ノ方法トハ方角ヲ示ス
 如キ然リ
 畢竟此犯罪ハ器具ヲ給與シ又ハ逃走ノ方法ヲ指示シタル其レ自身ハ
 罪トナルヲ以テ從犯アルコトナシ本條ノ囚徒ハ其既決ト未決トハ敢テ
 之レヲ問フ所ニ非サルナリ此ニ又囚徒ヲ逃走セシムル爲メトアルカ
 故ニ其囚徒ノ逃走セシト否ラサルトハ之レヲ論セサルナリ
 第四百十七條 囚徒ヲ劫奪シ又ハ暴行脅迫ヲ以テ囚徒ノ逃走ヲ
 助ケタル者ハ一年以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五拾圓以下

日本刑法 (第四百十七條 第四百十八條 第四百十九條 第五百十條)

第四百十八條

ノ罰金ヲ附加ス
若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ輕懲役ニ處ス

第四百十八條

囚徒ヲ看守シ又ハ護送スル者囚徒ヲ逃走セシメタルトキハ亦前條ニ同シ

第四百十九條

第四百十九條

前數條ニ記載シタル輕罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照シテ處斷ス

前數條ニ記載シタル罪ハ危險ナルヲ以テ未遂犯罪者ト雖モ之レヲ罰ス

第四百五十條

第四百五十條

看守又ハ護送者其懈怠ニ因リ囚徒ノ逃走ヲ覺ラサル時ハ二圓以上二拾圓以下ノ罰金ニ處ス

若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ三圓以上三拾圓以下ノ罰金ニ處ス

二七ノ十

二七ノ十一

前第四百四十八條ハ有意犯ニシテ本條ハ無意犯ナリ故ニ設ヒ檢察官ノ證明ナキモ囚徒ノ逃走アルトキハ已ニ懈怠アリシモノトシテ本條ニ依リ之ヲ罰ス

第拾五回

第一百五十一條

第一百五十一條 犯罪人又ハ逃走ノ囚徒及ヒ監視ニ附セラレタル者ナルコトヲ知テ之ヲ藏匿シ若クハ隱避セシメタル者ハ十一日以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓以上二拾圓以下ノ罰金ヲ附加ス若シ重罪ノ刑ニ處セラレタル囚徒ニ係ル時ハ一等ヲ加フ此條ハ自己ニ關シタル罪ニアラスシテ他人ニ關シ之ヲ藏匿又ハ隱避セシメタル者ナリ又自カラ犯罪人ヲ逃亡セシメタルニ非スシテ既ニ逃亡シタル者ヲ幫助シタル罪ナリ凡ソ此條ノ罪ヲ組成スルノ必要件ハ(第一)情ヲ知ルコト(第二)之レヲ藏匿シ若シハ隱避セシムルコト是レ

ナリ而シテ第二ノ要件ハ更ニ之ヲ小別シテ藏匿スルト隱避セシムルト
 トノ二ツトナス

第一、情ヲ知ルコト即チ犯罪人ナリ又ハ囚徒ナルコトヲ知ルト云フ
 コトハ其範圍ハ何處マテニ及フ者ナリヤト云フニ凡ソ犯罪人ト云ヘ
 ハ犯罪其レ自カラノ確定シタル時ハ勿論設ニ確定セサル時ト雖モ既
 ニ官ヨリ嫌疑ヲ受ケテ犯罪人ト見做サレタル以上ハ之ヲ藏匿シ若ク
 ハ隱避セシメタルトキハ則チ此條ノ罪ヲ構成スルモノトス例ヘハ或
 者カ豫審ヲ受ケテ詐欺取財ノ罪アリト認メラレタルトキ之ヲ藏匿シ
 タル者アリトセンガ其犯罪人ト見做シタル者他日審問ヲ經テ無罪ノ
 宣告ヲ受クルトキハ其之ヲ藏匿シタル者ハ如何成リ行シカト云フニ
 尙且ツ犯罪藏匿ノ罪ヲ免ル、能ハサルナリ何トナレハ此等ハ英法ニ
 所謂司法公務ヲ妨害スル罪トシテ定メタルモノナレハナリ又逃亡シ

タル囚徒若クハ監視ニ附セラレタル者ノ場合モ是レト一般ニシテ唯、一度監獄ニ入り該監獄ヲ破リタル者ナルコト又ハ監視ニ附セラレタル者ナルコトヲ知リテ其者ヲ藏匿シ又ハ隱避シタルトキハ則此條ノ罪ニ該當スルモノトス

第二(甲) 藏匿トハ強チ外形上ノ所爲ノミチ云フニ非ス故ニ格別犯罪人等ヲ隱蔽シ又ハ潜伏セシムルコトアラサルモ要スルニ其所爲タルヤ世ニ發覺セシメサル様ニスル手段アルトキハ等シク之ヲ藏匿トシテ論スヘキナリ譬ヘハ人アリ犯罪人ヲシテ美服ヲ襲ヒ腕車ニ駕セシメ自カラ牽キテ公然ト警視廳ノ前ヲ過キルカ如キハ外形上之ヲ論スルトキハ藏匿ニ非ルカ如キモ必竟スルニ其所爲タル人ノ意表ニ出テ犯罪人タルコトヲ覺知シ難カラシメントノ意ニ出ルモノナレハ尙罪人藏匿ノ罪ヲ以テ問ハサル可ラス換言セハ藏匿トハ有形無形ヲ別タ

ス詰リ發覺セシメサラントスル所爲ヲ指稱スルモノナリ

第二(乙) 隱避セシムルト云フモ亦唯外面ニ逃レシメタル者ノミチ云
フニ非ス例ヘハ自家ニ投宿シタルモノカ犯罪人ナリト知リナカラ故
ラニ其逮捕ヲ免レシメンカ爲メ之ヲ留置シタルトキハ假令他ニ逃レ
シメサルニモセヨ尙隱避セシメタルノ罪ハ免レサルナリ

第五百五十一條

他人ノ罪ヲ免レシメンコトヲ圖リ其罪證トナル
ヘキ物件ヲ隱蔽シタル者ハ十一日以上六月以下ノ輕禁錮ニ處シ二圓

以上二十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

本條ハ他人ノ罪アルコトヲ知リ其罪ヲ免レシメントスル手段ヲ以テ
罪證トナルヘキ物件ヲ隱蔽シタルモノノ罪ヲ定メラレタルモノナリ
乃チ此條ノ必要件トスル所ハ(第一)他人ノ罪アルコトヲ知リ其罪ヲ免
レシメントスルコト(第二)罪證トナルヘキ物件ヲ隱蔽シタルトコアリ

而シテ此二箇ノ必要件備ハリテ初メテ本條ノ罪ヲ組成スルモノナリ
 譬ヘハ人アリテ甲者ノ罪ヲ免レシメントテ圖リ其罪證トナルヘキ
 物件ヲ隱蔽シタルカ爲メ乙者ノ罪ヲモ免レシメタリトセシニ此人ハ
 固ヨリ乙者ノ罪ヲ免レシメント欲シテ其罪證ヲ隱蔽シタルニアラサ
 レハ設令偶然乙者ノ罪ヲ免レシメタリトモ乙者ニ對シテハ罪證隱蔽
 ノ罪トナラサルナリ是レ意ナキノ所爲ハ其罪ヲ論セスト云フ原則ニ
 由ルモノトスサレハ隱蔽シタル物件ハ必スヤ免レシメント欲スル者
 ノ直接ノ罪證ナラサル可カラス

第三百五十三條

第三百五十三條

前二條ノ罪ヲ犯シタル者犯人ノ親屬ニ係ルトキ

ハ其罪ヲ論セス

是レ則テ前二條ノ取除ノ場合ニシテ此ニ所謂親屬ナルモノハ配偶者
 ノ祖父母父母兄弟等ヲ云フ者ニシテ彼ノ第百十四條及第百十五條ノ

親屬例ニ掲ケタル者ヲ指稱ス

凡ソ前二條ノ罪タルヤ道理ト及ヒ道德トヲ破壊シタル所爲ナルヲ以テ之ヲ罰スルナシ若シ其犯罪者原犯人ノ親屬ナルトキハ此所爲タル人情コ於テ然ル可キ筈ナリトス左スレハ法律ハ尙ホ其人情ヲモ破リテ之ヲ罰スルコトハ爲サ、ルナリ

囚徒逃走及

第一條 囚徒逃走

142

決(一)平和逃走(刑) 自一月 重禁錮

逃(二)亂暴逃走(刑) 自三月 重禁錮

說明第一、再犯ヲ以テ論セス(第四百四十二條)

說明第二、原犯アルトキハ數罪俱發例ヲ用ユ(第四百四十四條)

說明第三、逃走セシムル目(一)兇器其他ノ器具ヲ供ス

說明第四、(第四百四十七條) 劫奪又暴行強迫ヲ加ヘ囚(一)輕罪

看守者又ハ(一)有意百四十七條

說明第五、護送者(二)無意百五十條 (刑)第四ニ同シ

囚徒ヲ逃走セシメタルトキ……

罪人藏匿

說明第一條 三人以上共謀ノ時加一等

說明第二條 輕罪ノ未遂犯ハ未遂犯ヲ以テ論ス

第二罪人藏匿

其一 151條 情ヲ知り

犯罪人 囚徒

藏匿若クハ隱シテシムル

罪刑

十一日以上 一年以下 輕禁錮 (附加) 二十圓以上 二十圓以下 罰金 重罪ノ囚徒ナレハ一等ヲ加フ

其二 152條 罪ヲ免レシメシメテ爲罪 (刑) 152條メ罪證隱蔽ノ罪

ノ親屬ニ係ル時ハ罪ナシ

十一日以上 六月以下 輕禁錮 (附加) 二十圓以上 二十圓以下 罰金

第四節 附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪

附加刑ノ執行ヲ遁ル、罪

本節ハ靜謐ヲ害スル罪ノ第四ニシテ是レ尙司法公務ヲ妨ケタル罪ナリトス

第五百十四條

公權ヲ剝奪セラレ又ハ公權ヲ停止セラレタル者私ニ其權ヲ行ヒタル時ハ一月以上一年以下ノ重禁錮ニ處シ二圓以上

日本刑法 (第五百十四條 第五百十五條 第五百十六條)

十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

此條ハ公權ナキモノ私ニ其公權ヲ行ヒタル者ニシテ別ニ説明ヲ要ス
ルコトナシ公權トハ第三十一條ニ於テ定メタルモノニシテ則チ徒刑
流刑等ノ主刑ニ附加スル刑ヲ云フ

第五百五
五條

第五百五十五條 監視ニ付セラレタル者其規則ニ違背シタル時ハ

十五日以上六月以下ノ重禁錮ニ處ス

監視ニ付セラレタル者ニハ監視ノ規則アリテ例ヘハ每週二度所轄ノ
警察所ニ到リ其謹慎ナルコトヲ表シ監視ノ表ヲ出シテ官吏ノ認印ヲ
受ク可シ又ハ酒宴遊興ノ席ニ會ス可カラス杯ト云フコトヲ規定セシ
モノナリ本條ハ如此謹慎スヘキ時ニ謹慎セサル者ヲハ罰スノ條ナリ
第五百五十六條 前二條ノ罪ハ其刑期限内再ヒ犯シタル時ニ非レ
ハ再犯ヲ以テ論スルコトヲ得ス

第五百十
六條

たりしニ乙者其工事ヲ營ムノ失不注意ヨリ丙者ノ土地ニ水害ヲ加ヘ
 たり然レトモ乙者ハ元來受負人ノ資格ヲ有スルモノナルカ故ニ雇人
 ナ以テ論スヘカラサレハ甲者ハ丙者ニ對シ損害ヲ賠償スルノ責ナキ
 ナリ又甲者アリ馬車ヲ有スレトモ之レヲ引カシムヘキ馬ナク又馭者
 ナキナ以テ馬車營業者ヨリ馬ヲ借り馭者ヲ雇ヒテ他所ニ赴キシニ途
 中馭者ノ不注意ヨリ路傍人ニ傷ヲ負ハシメタリ此場合ニ於テ甲者ハ
 賠償ノ責ニ任セサルモノト判決セリ何トナレハ馭者ハ甲者ノ一時雇
 ヒタル人ニ外ナラスト雖トモ凡ソ馬車營業者ハ所謂獨立ノ營業者ナ
 スモノニシテ其雇人タル馭者カ甲者ノ馬車ヲ馭スルニ當テハ甲者ノ
 敢テ指揮監督スヘキモノニ非ス故ニ該馭者ハ甲者ノ雇人ナ以テ論ス
 ヘカラサルナ以テ右ノ場合ニ於テ第三者ヨリ損害ヲ要求セント欲セ
 ハ眞正ノ雇主ナル馬車營業者ニ對シテ訴ヘテ起スヘキナリ夫レ然リ

而シテ、受負人ノ行ヒタル私犯ノ責ヲ雇主ニ負ハシメサルノ理由ハ、又
 受負人ヲシテ復受負人ノ行ヒタル私犯ノ責ヲ免カレシムルナリ例ヘ
 ハ某鐵道會社アリテ甲者ヲシテ鐵路ノ布設ヲ受負ハシメタリ然ルニ
 甲者ハ復タ乙者ニ線路ノ河上ニ鐵橋ヲ架スルコトヲ受負ハシメ乙者
 モ又架橋ノ爲メ木閣^{アシダ}ヲ設クルコトヲ甲者ニ受負ハシメタリ而シテ木
 閣ノ構造堅固ナラスシテ丁者爲メニ損害ヲ蒙リタレトモ丁者ハ丙者
 ニ對シテ起訴ノ權ヲ有スルニミコシテ甲者又ハ乙者ニ對シテハ其權
 ナキモノトス蓋シ甲己丙ハ皆テ受負人ニシテ雇人ニ非サルニ由ルナ
 リ

右陳述セルカ如ク受負人復受負人其他獨立ノ職業ヲ以テ雇ハル、者
 ハ普通ノ雇人ヲ以テ論スヘカラスト雖トモ又此等ノ者ノ行ヒタル私
 犯ニ對シ雇主ノ其責ニ任セサルヘカラサル場合三ツアリ

甲、雇主ニ於テ自カラ受負人ヲ監督シ第三者ニ損害ヲ蒙ラシメタル所爲ニ干與シタル時

乙、受負人ナシテ爲サシムル事業素ヨリ違法ノ事柄ナル時

丙、受負人ナシテ行ハシムル事業ヲ爲スニ付キ法律上別ニ雇主ニ

課セル義務アルニ受負人其義務ヲ盡クサル時

是レナリ尙ホ例ヲ示シテ之レヲ詳カニセンニ被告溝渠ヲ作ラント欲シ某受負人ナシテ其工事ヲ受負ハシム然ルニ受負人ノ雇人泥土ヲ街路ニ棄出シタルニ由テ原告爲メニ損害ヲ蒙リタリ其後被告ハ原告ヨリ起訴セラル、ニ當テ被告ハ其泥土ヲ除去センコトヲ約セリ其約ヲ履行セント欲シ受負人ナシテ之レヲ取除カシムル爲メ別ニ賃錢ヲ拂ヒ渡シタルニ受負人ハ尙ホ之レヲ怠リタリ此場合ニ於テ被告ハ其責ニ任スヘキモノト判決セラレタリ何トナレハ被告ノ雇ヒタルハ受負

人ナレトモ被告ハ唯ニ其事業ヲ受負ハシムルニ止マラス自カラ之ヲ
監督シ其事ニ干與シタルヲ以テナリ又甲者アリ受負人ヲシテ街路ニ
溝渠ヲ鑿堀セシメタルニ受負人ノ雇人土石ヲ路傍ニ堆積セリ然ルニ
乙者通行ノ際其土石ニ躓キ負傷セリ此場合ニ於テハ甲者其責ニ任ゼ
サルヘカラス何トナレハ街路ニ溝渠ヲ鑿ツハ法律ノ許サ、ルコトダ
ルニ甲者ハ正當ノ權利ヲ得ルコトナクシテ紊リニ受負人ヲシテ之レ
ヲ鑿堀セシメタルモノナレハナリ又例ヘハ議院ノ條例ニ因テ被告ハ
某河上ニ橋ヲ架スルコトヲ許サレタリ然ルニ其之レヲ架スルニハ其
構造ヲ充分堅固ニナスヘキ義務アリトス被告ハ受負人ヲシテ其橋ヲ
架設セシメタリシニ構造堅固ナラスシテ原告爲メニ損害ヲ蒙レリ此
場合ニ於テハ被告ハ其責ニ任セサルヘカラス何トナレハ被告ハ現ニ
構造ヲ堅固ニスヘキ義務アルニ受負人ノ其義務ヲ盡クサル所アレ

雇人ノ私
犯ニ對シ
雇主其責
ニ任セサ
ル場合

ハナリ

凡ソ雇主カ雇人ノ所爲ニ付キ其責ニ任スヘキハ概テ已上陳述シタル
カ如シ依テ是レヨリ第二節ニ移ルヘシ

第二節 雇人ノ私犯ニ對シ雇主其責ニ

任セサル場合

前節ニ於テ雇人ノ私犯ニ付キ第三者ニ對シ雇主其責ニ任スルハ其雇
人ノ所爲ノ雇主ノ命令ニ由リタルヤ否ニ非ラスシテ唯其損害ノ生シ
タル當時ニ雇人ハ其服務ノ區域内ノコトヲ爲シ居リシヤ否ニ因テ定
マルトノコトヲ述ヘタリ故ニ雇人雇主ノ命令セル服務ノ區域外ニ於
テ非行ヲナシタルトキハ雇主其責ヲ負ハサルハ自カラ明瞭ナリ今雇
人ノ私犯ニ對シ雇主其責ニ任セサル場合ヲ示セハ概テ左ノ如シ
一 雇主自カラナスノ權ナキ所爲ヲ雇人ノ爲シタル時

私犯法

九十五

凡ソ自カラ爲スノ權利ナキ事柄ハ他人チシテ之レチ爲サシムルコト
ヲ得サルハ固ヨリ法理ノ然ラシムル所ナルカ故ニ此場合ニ於テ反對
ノ證據ノアラサル限りハ雇主其責ニ任セサルナリ例ヘハ某鐵道會社
ノ役員原告ノ馬ヲ運送シタルニ其賃金ヲ未ダ仕拂ハサルモノト誤認
シテ原告ヲ拘留シタリ於是原告ハ會社ニ對シ起訴セリ此場合ニ於テ
會社役員ノ原告ヲ拘留シタルハ則チ法律ノ許サル所ニシテ違法ノ
所爲ナリ然レハ會社カ斯ル不法ノ事項ヲ役員ニ委任スヘキ權ナキヲ
以テ會社ハ原告ノ請求ニ應スヘキ義務ナキナリ但シ會社若シ運賃ヲ
仕拂ハサル者ヲ拘留スルノ權チ有セルモノナルトキハ其役員誤テ他
人ヲ捕ヘ運賃ヲ仕拂ラハサル者ト認メテ拘留シタルニ於テハ是レ則
チ役員ノ錯誤ニシテ其服務ノ範圍内ニアルモノナレハ會社ハ其責ニ
任セサルヘカラサルナリ

二、雇人其自用ヲ達スル時

雇人ニシテ若シ其自用ヲ達シ居ル時ニナシタル所爲ニ付テハ假令雇主ノ用ヲ達シ居ルト全時ニテモ又其前後ニテモ都テ雇主ハ其責ニ任セサルナリ例ヘハ雇人乙ハ雇主甲ノ馬ニ乘リテ雇主ノ用事ヲ辨シタル後朋友ノ許ニ至ルノ途中ニテ他人ニ傷ヲ負ハシメ又ハ雇主ノ用事ヲ辨スルノ前擅ニ支道ニ詣リテ第三者ニ損害ヲ蒙ラシメタル時ノ如キ皆テ雇主其責ニ任セサルナリ

三、雇主臨時其雇人ヲ他人ニ貸シ借主自カラ雇人ヲ指揮監督スル時

此場合ニ於テ雇人其服務中私犯ヲ行フコトアルモ本雇主ハ其責任ニ任セサルモノトスソハ敢テ他人ノ爲メニ服役スルト云フ事ノミヲ以テ雇主ニ其責ナシト云フニハアラス畢竟借主カ其雇人ヲ指揮監督ス

ルノ權ヲ有シ本雇主ニハ此權ナキヲ以テナリ故ニ例ヘハ被告某會社
 ハ甲者ヲシテ一ノ工事ヲ受負ハシメ又該工事ノ用ニ供スル爲メ蒸氣
 器械ト會社ノ雇人タル工師二名ヲ甲者ニ貸シタリ而シテ其工事ハ甲
 者ニ於テ總テ之レヲ監理セリ然ルニ就業ノ際該工師ノ不注意アリテ
 甲者ノ使役人ニ負傷セシメタルヲ以テ該被害者ハ工師ノ本雇主即チ
 會社ニ對シ要償ノ訴ヲ起シタレトモ會社ハ賠償ノ責ナシト判決セラ
 レタリ是レ該工師ハ元來會社ノ雇人ニ外ナラスト雖トモ損害發生ノ
 當時ニ在テハ甲者ノ使役ニ從事シ其監督ヲ受ケシヲ以テナリ
 四、雇主ノ允可ナキニ雇人ニ於テ恣ニ其職務上ノ事ヲ第三者ニ
 委託シタル時

雇主ノ允可ナキニ雇人ニ於テ恣ニ其職務上ノ事ヲ第三者ニ委託シタ
 ル時ハ此第三者ノ行ヒタル私犯ニツキ雇主ハ其責ニ任セサルリ抑々

モ雇主カ雇人ノ行ヒタル私犯ニ對シ其責ニ任スルハ此兩者ノ間所謂
雇主雇人ノ關係アルカ故ナリサレハ豫メ雇主ヨリ他人ヲ雇入ルヘキ
コトヲ允可サレタル雇人他人ヲ雇ヒ雇主ノ事務ヲ執ラシメタルニ其
他人若シ私犯ヲ行ナヘハ損害賠償ノ責ハ雇主ノ負擔ニ歸スヘキモノ
ナリト雖モ雇人若シ雇主ノ允可ナクシテ恣ニ他人ヲ雇ヒタル場合ニ
於テ該他人ノ行ヒタル私犯ハ假令ヒ雇主ノ利益ヲ謀リ雇主ノ事務ヲ
執ルノ際ニ發シタルモノナルモ雇主ハ決シテ其責ニ任スヘキ理由ナ
キナリ何トナレハ雇主ト雇人ノ雇入レタル他人トノ間雇主雇人ノ關
係ナキヲ以テナリ例ヘハ雇主書ヲ馬丁ニ遺リ某所ニ馬車ヲ廻スヘキ
コトヲ命シタルニ馬丁ハ恣ニ甲者ヲシテ之レヲ運ハシメタリ然ルニ
甲者粗忽ノ所爲ヲ以テ途上乙ヲ傷ツケリ此場合ニ於テハ雇主ハ乙者
ニ對シテ責任ナキナリ是レ雇主ハ馬丁ニ他人ヲ雇フヘキコトヲ允可

シタルニアラス畢竟馬丁ノ甲者ヲシテ自己ニ代リ馬車ヲ運ハシメタルハ所謂權限外ノ事ニシテ雇主ト甲者トノ間更ニ雇主雇人ノ關係ヲ生セサレハナリ然レトモ馬丁若シ甲者ヲ伴ヒ某所ニ往クノ途中甲者ニ手綱ヲ委子タルニ甲者馭術ヲ誤マリテ乙者ニ損害ヲ加ヘタルカ如キ場合ニ於テハ雇主其責ニ任セサルヲ得ス畢竟斯クノ如キ場合ハ馬丁ノ職務ヲ行フニ際シ他人ニ手綱ヲ委子タルニ則チ其職務ノ執行中ニ失錯アルモノニシテ敢テ服務外ノ所爲ナリト云フヲ得サレハナリ右陳述シタル所ハ雇人ノ私犯ニ付キ第三者即チ被害者ニ對シテ雇主カ責任ヲ負フヘキヤ否ヲ示シタルモノナリトス然ルニ茲ニ又譏明ヲ要スルノ一事アリソハ他ナラス雇人ノ損害ヲ蒙リタル場合ニ於テ雇主其責ニ任セサル可カラサルヤ否ノ一事是レナリ因テ之レヲ第五項トナシ左ニ畧述スヘシ

二七ノ二十九

二七ノ二十八

五、同僚雇人等職務上共ニ事ヲ執ルニ際シ一雇人他ノ雇人ノ爲

メニ損害ヲ蒙リタル時

此場合ニ於テハ雇主ハ其責任ヲ帶ヒサルノ制規ナリトス抑モ茲ニ同僚雇人トハ二人以上ノ人同一ノ雇主ニ雇ハレ同一ノ監督ヲ受ケテ共ニ雇主ノ事業ニ服従スルモノヲ云ヒテ各々事業ノ區分及ヒ場所ヲ異ニスル等ハ之レヲ論セサルナリ此等ノ雇人等共ニ各々其事業ニ従事スルノ際一人ノ不注意詐偽或ハ其他ノ非行ヨリシテ他ノ雇人ニ損害ヲ蒙ラシムルトモ起害ノ所爲ニシテ素ト服務ノ範圍内ニアルモノタレハ雇主ハ其損害ヲ賠償スルノ責ナキナリ尤モ起害者タル雇人其職務ニ適セサル者ナルトキハ格別ナリトス例ヘハ被告一ノ鑛山ヲ所有セリ其雇人タル坑夫坑道普請中不注意アリテ天井ノ坑石脱落シテ他ノ坑夫爲メニ負傷シタル場合ノ如キ又家屋建築ニ従事セル雇人ノ中

一雇人ノ不注意ニ由テ重量ノ物品屋上ヨリ落チ來リタルニ其下ニ在
 リテ共ニ其事ニ從事セシ同僚雇人ヲ負傷セシメタル場合ノ如キ皆ナ
 其爲害者タリシ雇人ニシテ其職務ヲ盡クスニ適セサルモノタルノ證
 跡アルニアラサレハ雇主ハ被害者タリシ雇人ニ對シテハ損害賠償ノ
 責ナキナリ
 抑モ雇人其服務ノ範圍内ニ於テ或ル所爲ヲナシ他人ノ權利ヲ傷ケ又
 ハ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ雇主其責ニ任スヘシトノコトハ既ニ
 反覆述ヘタル所ナリ然レトモ凡ソ同僚雇人ト共ニ或ル事業ニ從事セ
 ル者ハ自己ノ側ニ發生スヘキ事變ハ自ラ之レヲ視察スルニ易キモノ
 ナレハ其事變ニ付キ自己ノ一身ヲ防衛スルニハ或ハ其場所ニ不在ノ
 コトアルヘキ雇主ヨリハ寧ロ便利ノ地位ニ居ルモノナリト推測スル
 コトヲ得ヘシ是レ則チ同僚雇人等職務上共ニ事ヲ執ルニ際シ一雇人

他ノ雇人ノ爲メニ損害ヲ蒙リタルトキハ雇主其責ニ任セスト云ヘル
 規則アル所以ナリ夫レ然リ而シテ前ニモ述ヘタルカ如ク此規則ヲ適
 用スルニ於テハ何モ爲害者タリシ雇人ト被害者タリシ雇人ト同一若
 クハ類似ノ職務ニ従事セルヲ要セサルナリ故ニ例ヘハ馬車ノ馭者ト
 車掌并ニ船舶ノ漕手ト舵手トノ如キハ皆ナ職務上共ニ事ヲ執ル同僚
 ノ雇人ナリト謂ツヘシ之レヲ要スルニ一ノ雇人ニシテ職務上不注意
 アレハ他ノ雇人ニ對シテ損害ヲ惹起スヘキ關係アル職務ニ従事シ其
 雇人ハ自然其危険ヲ豫想スルコトヲ得隨テ給料ノ多寡ヲモ其思量中
 ニ含蓄スルトキハ則チ此規則ヲ適用シテ同僚雇人ヲ以テ論スヘキモ
 ノトスサレハ鐵道馬車往來ノ線路ヲ掃除スルカ爲メニ雇ハレタル者
 ニシテ該馬車ノ御者ノ不注意ヨリ馬車ニ觸レ負傷スルコトアルモ馭
 者ノ雇主タル會社ニ對シテ要償ノ權ヲカルヘシ何トナレハ馬車ノ線

路ヲ掃除スルモノハ其職務上馬車ニ觸ル、カ如キ危険ヲ豫想シ得ヘ
 キモノニシテ馭者ト共ニ職務ニ従事セル同僚雇人ト見做スヲ得ヘキ
 ナ以テナリ斯クノ如ク夫レ一雇人ノ同僚雇人ニ對シテ行ヒタル私犯
 ニ付テハ雇主其責ニ任スルコトナキヲ以テ確定ノ規則トナセトモ其
 私犯ニシテ若シ雇主ノ不注意ニ原因セルモノナルトキハ雇主其責ニ
 任スヘキナリ
 畢竟雇主タル者ハ其雇人ノ安寧ヲ保護スルカ爲メ至當ノ注意ヲ用ニ
 ヘキ義務アル者ニシテ若シ雇主ニ於テ其注意ヲ怠リタルカ若クハ其
 他ノ義務ヲ盡クサルカ又ハ自己ノ懈怠ヨリ雇人ニ損害ヲ蒙ラシム
 ルトキノ如キハ自カラ其責ニ任セサルヲ得サルナリ故ニ例ヘハ雇主
 至當ノ注意ヲ用井スシテ既ニ腐朽ニ屬セル木ヲ以テ踏臺トナセシニ
 其雇人該踏臺ノ破壊ニ因テ負傷シタル場合ノ如キ又雇主危険ノ獵銃

ナルコトヲ知リツ、其旨ヲ告ケスシテ之レヲ其雇人ニ授ケ鳥ヲ射ラ
シメタルニ該獵銃破裂シテ雇人ハ爲メニ負傷シタル場合ノ如キ皆ナ
雇主其責ヲ負ハサルヘカラサルナリ何トナレハ雇主ノ知リタル事實
ニシテ雇人之レヲ知ラサルトキハ雇主ハ其事實ヲ雇人ニ知ラシムル
ノ義務アレハナリ雇主ニ於テ其義務ヲ怠リ雇人損害ヲ受ケタル場合
ニ於テハ雇主ハ則チ自己ノ不注意ニ對シテ其責ヲ負フヘキハ理ノ當
サニ然ル所ナリトス然レトモ雇人ニ於テ自己ノ使用セル器械ノ危険
ナル性質ノモノタルコトヲ知リナカラ之レヲ使用シ爲メニ負傷シタ
ル場合ノ如キハ雇主ニ其責ナキナリ尤モ雇主ニ於テ雇人ヨリ一層深
ク其危険ヲ知リ居リタルトキノ如キハ雇主其責ヲ免レサルヘシ要ス
ルニ是等ノ場合ハ其時々ノ狀況ヲ深ク吟味スルニアラサレハ其責任
何レニ歸スルヤヲ判定スヘカラサルナリ去リナカラ第三者ニシテ隨

意ニ雇人ノ仕事ヲ助ケ又ハ雇人ノ依頼ヲ受ケテ共ニ雇主ノ仕事ニ従事セルトキ雇人ニ對シテ私犯ノ所爲アリタルトキハ矢張り同僚雇人ヲ以テ論シ雇主ハ其責ニ任セス是レ畢竟隨意ニ其仕事ヲ助ケタルト依頼ヲ受ケテ従事セルトニ拘ラス雇主ノ仕事ニ服スル間ハ同シク雇人ヲ以テ論スヘケレハナリ

第一編 私犯各論

前編ニ於テハ私犯全躰ニ關スル通則トモ稱スヘキ法論ノ大要ヲ講明セリ此編ニ於テハ則チ英國ニ於テ私犯ト稱スル所ノ犯行ノ各種類ニ付キ其大要ヲ講明セント欲ス然レトモ其所謂私犯ト稱スル犯行ハ種類頗ル多シ殊ニ法理ノ未タ決定セサル所亦少ナキニアラサルヲ以テ英米諸學者ノ著編ニ係ル私犯法論ニ就キ之レヲ見ルモ往々互ニ錯雜矛盾ノ點アルヲ免レサルナリ素ヨリ英國ノ法族ハ其由

來慣習法ニ在ルカ故ニ何種ノ法律ニ於テモ此弊害ナキヲ得スト雖
 モ私犯法ニ於テハ最モ然リトナサ、ルヲ得ス故ニ英國私犯法ヲ精
 細ニ研究セント欲セハ深ク古今ノ判決例ヲ探リ之レヲ法理ニ照ス
 ニ在ルノミ夫レ然リ然リト雖モ之レヲ歐洲大陸諸國ノ私犯律ニ比
 セハ其精細ニシテ且ツ明瞭ナルコト霄壤モ管ナラサルモノ、如シ
 諸君ニシテ若シ深ク古今ノ判決例等ヲ探リ自カラ能ク研究スル所
 アラハ私犯法上將來ニ決定スヘキノ法點甚タ多カルヘキヲ信ス只
 余カ今ヨリ私犯各論ヲ講明スルニ於テ往々錯雜ノ點アルモ是レヲ
 以テ余ノ罪ニ歸セサレハ余ノ幸福ノミ

諸余ハ此編ヲ左ノ三段ニ分チ追次之レヲ講明スヘシ

第一段 榮譽信用ニ對スル私犯

第二段 身體ニ對スル私犯

私犯法

第三段 財産ニ對スル私犯

第一段 榮譽信用ニ對スル私犯

第一章 誹譏犯

抑モ人ニ名譽ノ大切ナルコトハ今ニ於テ始メテ明カトナリタルモノ
ニアラス古代ニ於テモ識者ノ皆ナ知リタル所ニシテ彼人有名ナルン
ロンノ法律ヲ見ルモモセスノ教典ヲ讀ムモ其他古代埃及ノ法律ニ據
ルモ多クハ名譽權ノ保護セサルヘカラサルヲ説ケリ然レトモ昔時ニ
在テハ人文未タ開ケス人事未タ簡單ニシテ世間百般ノ競争少ナク互
ノ交通モ稀ナルコトナレハ各人名譽ノ餘地モ自カラ狹隘ニシテ人皆
ナ其權利ノ貴フヘキ所以ヲ知ラス隨テ法律モ又之レヲ保護スルコト
甚タ厚カラサリシカハ罵詈サレタリトテ愚弄サレタリトテ敢テ名譽
ヲ害セラレタリトモ思ハス假令之レヲ思フコトアルモ實際ニ於テ格

別ノ損害ヲ受クルコトナキヲ以テ彼我相争フノ必要ナカリシコトナ
ラシ然ルニ人文漸ク開ケ人事隨テ複雜トナリ互ノ交通モ繁クナリ隨
テ百般ノ競争激シキ世ノ中ト成リ行クニ及ンテ自カラ名譽ノ餘地廣
濶ニナリ名譽ノ心モ發達シ精密ナル法律ノ之レヲ保護スルニアラス
ンハ各人能ク其位置ヲ社會ニ保持シ其生計ヲ完フスルコト能ハサル
ニ至レリ於是乎讒謗ヲ憤リ罵詈ヲ怒ルニ至ルハ自然ノ情勢ニシテ誹
譏律ノ起ル眞ニ止ムヲ得サルナリ
素ヨリ本邦ノ如キハ之レニ關スル法律未タ疎漏ノ嘆ナキ能ハスト雖
トモ英米ノ如キ人々其權利ヲ重スルノ國ニテハ名譽ヲ以テ人間カ社
會上ノ位置ヲ保テ能ク其生活ヲ完フスルノ最重要具トナスカ故ニ自
カラ法律ノ保護モ厚クシテ頗ル周到ナリト謂フヘシ人或ハ云ハン誹
譏律ノ制アル言論出版ノ自由ヲ箝束スル者ナリト此言理ナキニアラ

スト雖トモ徒ラニ罵詈譏謗ヲ爲シ人ノ名譽ヲ毀傷スルモノアルモ尙
 ホ自由ヲ拘塞スルトナシ之レヲ放擲スルアランカ即チ社會ノ秩序ヲ
 紊亂シ各人各箇ノ生計ヲ害スルニ至ルヤ必セリ然ラハ則チ勢之レカ
 制限ヲ施シ各人ヲシテ社會ノ位置ニ立タシメサルヘカラス只須ラク
 其度ニ應シ其宜シキニ適スヘキノミ畢竟スルニ言論出版ノ自由ハ人
 ノ名譽ヲ損シ公安ヲ害セサル範圍内ニ活動スルモノト知ルヘシ是ヲ
 以テ何レノ國タルヲ問ハス其制限ノ程度コソ異ナレ誹譏ニ關スル法
 律ノアラサルモノハ之レアラサルナリ

第一節 誹譏ノ性質

誹譏トハ言語、文章、圖書符號、彫刻等ノ手段ニ依テ惡意ヲ以テ虛妄ノ
 事柄ヲ公布シ他人ノ名譽ヲ傷ケ之レヲシテ世間ノ耻辱、嘲弄、嫌惡ヲ
 受ケセシムルノ所爲ヲ云フ

今此定義ヲ知りタル已上ハ誹譏ノ何タルコトハ諸君カ略々了解スヘ
シト雖モ一々此定義ヲ分析シテ其要素ヲ示スニアラスンハ蓋シ其詳
明ヲ盡スコト能ハサルヘシ因テ左ニ其要素ヲ解説セン

(甲) 惡意(マリス)

英法ニ於テハ誹譏ニ惡意ノ存在ヲ必要トナセリサレハ定義ノ
中ニモ惡意ヲ以テ云々トアリテ誹譏者ニ惡意ナキ以上ハ誹譏
ヲ以テ論スヘカラサルナリ然レトモ茲ニ所謂惡意トハ世間普
通ニ用ユル惡意ト云コトハ稍々其意味廣クシテ敢テ他人ヲ嫌
惡シ他人ヲ愚弄スルノ惡念ノミヲ指スニアラズ凡ソ他人ノ損
害トナルヘキコトヲ知リツ、其名譽ヲ傷クルカ如キ所爲アレ
ハ則チ法律ニハ惡意アルモノトナスナリ併シ誹譏犯ノ時ハ敢
テ現實スル惡意ノ存在スルコトヲ必要トナサスシテ一二ノ場

私犯法

百十一

二七ノ三十九

二七ノ三十八

合ヲ除クノ外ハ法律ハ一般ニ惡意ノ存在スルモノト推測スル
 ナリサレハ惡意ハ誹譏ヲ組成スルノ一要素ナリトハ云フモノ
 、眞實惡意ヲ挾ミ居リテモ又法律推測上ノ惡意ニテモ誹譏ヲ
 組成スルニハ區別ナキモノト知ルヘシ斯ル譯ニテ誹譏犯ニ於
 テハ法律ハ一般ニ惡意ノ存在ヲ推測スト云ヘハ被告人ニ於テ
 惡意ナカリシコトヲ證明スルモ決シテ其責ヲ免ル、コトヲ得
 サルナリ之レヲ以テ考察ヲ下セハ事實惡意ナシトモ法律ハ之
 レヲ推測スルノ謂ヒナリトス既ニ法律之レヲ推測スト云ヘハ
 蓋シ其場合ニ應シ其時々ノ情況前後ノ有様等ニ依テ法律ノ推
 測モ異ナルコトナラン然レトモ如何ニ法律ナレハトテ其惡意
 ナ推測スルニ足ル丈ケノ根據ナクシテ無暗ニ之レヲ推測スト
 云フモ甚タ面白カラヌコトナレトモ英法ニテハ誹譏犯ノ場合

ニハ其惡意ノ存在スルモノト一般ニ豫定シアルモノ、如シ故
ニ裏面ヨリ之レヲ見レハ惡意ノ有無ヲ問ハスト云フモ同様ニ
テ何モ殊更ニ惡意ヲ以テ誹譏犯ノ要素トナサストモ聊カ差支
ヘノアルヘキ理由モナキ筈ナリ素トヨリ誹譏犯ノ如キハ十中
七八マテハ常ニ惡意ノ存在スルモノナルヲ以テ斯クハ之レヲ
以テ一要素トナシタルコトナルヘケレトモ十中ニ二三ハ實際
惡意ノ存在セサルコトモアルトセハ敢テ法律上之ヲモ惡意ノ
存在スルモノト推測ヲ下スニモ及フマシ寧ロ夫レヨリモ初ヨ
リ誹譏犯ニハ惡意ノ有無ヲ問ハストスル方却テ明瞭ナリト予
ハ信スルナリ現ニ本邦ニテハ誹譏ニ惡意ノ有無ヲ問ハサルコ
ト、見ヘ坊間又ハ田舎等ニテモ童子等カ何心ナク口クセニ歌
フ所ノあつかさん、みやだよ、巡查の女房、できるその見、あめざ

らしト云ヘル一歌ヲ歌ヒタルモノカ嘗テ罰セラレタルコトア
 ルヲ聞キ及ヘリ思フニ此歌ノ如キハ世間普通ニ行ハル、モノ
 ニシテ敢テ巡查ニ對シテ惡意ヲ抱キ殊更ニ巡查ノ名譽ヲ害セ
 ヲト欲スルノ念慮アルニハアラサルナリ然レトモ斯ル歌ヲハ
 世間ニ流行セシメテハ終ニハ童兒等マテモ巡查ニ不敬ヲナシ
 公安ヲ害スルニ至ルヘケレハ其念慮ノ善惡如何ヲ問ハス斯ク
 ハ罰セラレタルモノナランカ英國ノ法律トテモ同様ニテ誹譏
 者ニ惡意ナクテハトテ苟モ其誹譏ニ用ヒタル言語又ハ文書等
 ニシテ公安ヲ害シ若クハ人ノ名譽ヲ傷クルニ足ルモノナラン
 ニハ法律ハ惡意ノ存在ヲ推測シテ必スヤ之レヲ法律ニ問フ也
 果シテ然ラハ殊更ニ惡意ノ存在ヲ推測スト云ハスシテ惡意ノ
 有無ヲ問ハスト云フトモ差支ヘノアル道理ナキノミナラス却

ハ其後ニ至リ代價不相當ノ理由ヲ以テ違約スルコトヲ許サス若シ法律ニ於テ強テ約束ト約因ト匹敵スルコトヲ必要トセハ是レ結約者ニ於テ任意ニ結約スルニハアラスシテ法律カ結約セシムルニ同シ故ニ如何ナルコトニテモ受約者カナスニ及ハサルコトヲナシタルトキハ爲約者ノ約束ヲ有効ナラシムルニ充分ナリトスルナリ實例ヲ擧ケンニ甲者土地ヲ有シ乙ハ其土地ニ關シ毫モ權利ヲ有セザリシカ甲者乙ニ向ヒ汝若シ其土地ニ於ケル權利ヲ放棄スヘキ證書ヲ作ラハ余ハ汝ニ金若干ヲ拂フヘシト云ヘリ此場合ニ於テ乙者現ニ其證書ヲ作りタルモ甲ハ約束ノ金額ヲ拂ハサルニヨリ出訴セシカ右甲乙間ノ契約ハ成立シタルモノニ付甲ニ違約ノ責アリト判決セラレタリ凡ソ契約ノ有効ナルニハ約因アルヲ要スルモノナレハ此場合ニ於テ約因タリシモノハ如何ト云フニ乙カ免除ノ證書ヲ認メテ之ヲ甲ニ渡シタルコト

即チ是ナリ乙ハ右ノ土地ニ關シ毫モ權利ヲ有セサルカ故ニ之ヲ放擲
スヘキ約束ヲナスモ甲ニ毫モ利益ナシト雖モ乙ハ金錢ノ仕拂ヲ受ケ
ンカ爲メニ自ラ好マサレハ爲スニ及ハサル所ノ事ヲナシタルモノコ
シテ即チ受約者カ不便若クハ損失ヲ蒙リタルモノナリ故ニ此不便ヲ
蒙リタルコトヲ以テ約因トスルニ足ルトナシタルナリ
又或ル場合ニテハ捺印證書ヲ差示シタルコトノミニテ約因トスルニ
足ルトシ或ル場合ニ於テハ受約者ニ於テ訴權アルコトヲ證明スルコ
トヲ以テ約因トスルニ足ルトシ或ル場合ニテハ差引計算ヲシタルノ
ミニテ金ヲ拂フヘキ約束ノ約因トスルニ足ルトシ又或ル場合ニ於テ
ハ受約者ノ所有ニ屬スル手紙ヲ爲約者ニ渡シタルコトノミニテ爲約
者ヨリ金錢ヲ拂フヘキ約束ノ約因トスルニ足ルトシタルコトアリタ
リ今此最後ノ場合ヲ詳説センニ甲者訴訟ヲ起シ自分ニ訴權アルコト

ヲ證明スル爲メニ第三者ノ手ニアル手紙ノ必要ナリシカ故ニ其者ニ
向ヒ汝若シ余ニ其手紙ヲ貸渡ストキハ余ハ其手紙ヲ以テ余ニ訴權ア
ルヲ證明シ愈勝訴ニナリタル上ハ汝ニ金若干ヲ拂フヘシト云ヘリ
第三者ハ即チ其手紙ヲ甲ニ貸渡シ甲ハ之ニ依テ終ニ勝訴トナレリ此
場合ニ於テ手紙ヲ貸渡シタルコトヲ以テ其契約ヲ有効ナラシムル所
ノ約因トスルニ充分ナリトセリ而シテ右ノ金額ハ非常ニ多額ナリシ
モ尙ホ甲者ハ之ヲ拂ハサルヘカラスト判決セリ此レ法律上約因ト約
束トノ相當セルヤ否ヤヲ問サハルノ一證ナリ
又或ル場合ニ於テハ辨償ノ契約ヲ爲スコトヲ以テ約因トナスコトヲ
得ヘシトセリ其事實ハ手形ヲ紛失シタル所持人ヨリ引受人ニ向テ其
手形面ノ金額支拂ヲ請求シタルニ引受人ハ之カ支拂ヲ拒メリ蓋シ所
持人ハ金額ノ支拂ヲ受クルト同時ニ其手形ヲ渡サハルヘカラスルモ

ノナルニ此場合ニ於テハ所持人ノ渡スヘキ手形ナカリシヲ以テナリ
 其時引受人ノ言ニ紛失シタル手形ハ何人ノ手ニ渡リ居ルヤモ知レズ
 故ニ今汝ニ仕拂ヲナスモ他日再ヒ手形ヲ所持スル者ヨリ請求セラル
 ヲノ恐アリ故ニ汝ニシテ若シ斯ル場合ノ生スルコトアルトキハ其金
 額ヲ辨償スヘキ約束ヲナサハ請求通り手形面ノ金額ヲ拂フヘシト云
 へリ依テ所持人ハ其言ニ從ヒ辨償スヘキ約束ノ書面ヲ作りテ之ヲ引
 受人ニ渡シタルニ尙ホ支拂ハサリシヲ以テ出訴セシカ裁判所ハ引受
 人ニ違約ノ責アリト判決シタリ
 又或ル場合ニテハ甲者ノ專賣免許ヲ得タル事柄ヲ乙者ニ於テ爲スコ
 トヲ許シ乙ヨリ甲ニ對シテ約束ヲナシタリシカ實際右ノ專賣免許ハ
 無効ナリシニモ拘ラス右ノ契約ハ有効ナリトモリ
 右約束ト約因トハ匹敵スルヲ要セストノ規則ハ理由ナクシテ英米法

カ漫リニ定メタルノ規則ニアラスホツプス氏曰ク結約シタル事柄ノ
價ハ結約者ニ於テ其事柄ヲ希望スル所ノ熱度ニヨリテ之ヲ計ラサル
ヘカラス故ニ結約者カ互ニ與ヘントスルノ價即チ正當ノ價ナリト氏
ハ法學者ニアラサレトモ能ク英米法ノ精神ヲ穿チタルノ言ト謂フヘ
シ

第三 約因ハ約束ト匹敵スルヲ要セサレトモ法律上幾分カノ價
値アルヲ必要トス

第二ノ場合ニ述ヘタル如ク約因ハ約束ニ相當セルヤ否ヤヲ問フコト
ナシト雖モ法律ノ眼ヨリ視テ幾分カノ價值アルモノナルヲ要ス故ニ
一見スレハ約因トナリ得ヘキカ如キモノト雖モ法律上約因ト爲スコ
トヲ得サモルノアリ左ニ説明スヘシ

(一) 法律上若クハ事物ノ性質上爲シ能ハサルノ事柄ヲ爲スヘ

キ約束

凡ソ法律上爲シ能ハサルノ約束及ヒ事物ノ性質上爲シ能ハサルノ契約ハ無効ニシテ無効ノ契約ハ法律上無キト一般ナリ故ニ又他ノ契約ノ約因トモナルコト能ハサルモノトス此事ハ契約ハ法律及ヒ其性質上履行シ得ヘキモノナルコトヲ要スルト云フコトヲ述フル場合ニ至リテ詳述スヘシ

又餘リ漠然トシテ如何ナル事ヲ約束シタルモノナルカ法律上之ヲ定ムルコト能ハサルカ如キ約束ハ無効ニシテマタ約因トモナルコトヲ得サルナリ譬ヘハ前ニモ述ヘタル如ク子カ親ニ向テ苦情ヲ鳴ラサルヘシト云フカ如キコトハ漠然トシタルコトニシテ約因タルヲ得ス法律上無効ナリシカ爲メニ約因タルヲ得サリシ實際ノ例ヲ舉ケレハ捺印證書ヲ以テセサレハ移轉スルコト能ハサル無形ノ相續産ヲ口頭

ニテ移轉セントスルモ其効ナキカ故ニ移轉ヲ受クヘキ人ヨリ移轉ヲ爲スヘキ人ニ對シテ爲シタル約束ハ無効ナリ併シ此場合ニ於テ移轉スヘキ約束ヲ以テ約因トシタルトキハ此限ニアラス(因ニ云フ無形ノ相續産トハ寺院ノ住職ヲ指示スヘキ權利ノ如シ此權利ハ相續人ノ相續スヘキモノナルカ故ニ不動産即チ相續産ナレトモ目的物ナキ無形ノ權利ナルヲ以テ無形ノ相續産トハ云フナリ)

又或ル實例ニ原告人ハ甲ノ雇人ニシテ被告人ハ甲ニ對シ二十磅ノ負債アリダリ然ルニ原告人ニ於テ右ノ負債ヲ免除スルコトヲ約因トシテ小舟修繕ノ爲メ被告人ヨリ四十磅ノ金ヲ受取ルヘキ約束ヲ受ケタルモ被告人ニ於テ之ヲ拂ハザルニヨリ出訴セシカ裁判所ハ判決シテ曰ク原告人カ其主人ノ債主權ヲ放棄セントスルモ爲シ得ザルノ事柄ニシテ法律上被告ニ於テ何事モ爲サ、リシニ同シク約因タルヘキモ

ノアルコトナシ故ニ被告ニ違約ノ責ナシト

(二) 法律上爲約者又ハ其他ノ人ニ對シテ當サニ爲サ、ルヘカ

ラサル事ヲ爲シ又ハ爲スヘシト約スルコトヲ以テ約因ト

ナスヲ得ス又之ト均シク爲約者又ハ其他ノ人ニ對シ爲ス

ヘカラサルコトヲ爲サス又ハ爲サ、ルヘシト約スルモ以

テ約因トスルニ足ラス

右ノ規則ニハ一ノ疑ヲ容ルヘキモノナカルヘシ受約者カ既ニ爲約者

又ハ其他ノ人ニ向テ爲サ、ルヘカラサルコトヲナシ又ハ爲スヘカラ

サルコトヲ爲サ、リシニ過キサルモノナレハ更ニ契約ヲ有効ナラシ

ムルノ力ナカルヘキハ當然ナリ譬ヘハ余甲ニ向テ百圓ヲ拂フヘキ義

務アリ然ルニ余甲ニ向テ右ノ百圓ヲ拂フニ付其代リニ物品ヲ與フヘ

シト云フカ如シ又何人ニテモ余ヲ打ツヘカラサルノ義務アルハ當然

ノコトナルニ余甲ニ向テ汝若シ余ヲ打タサレハ金ヲ拂フヘシト云フ
カ如シ此等ノ事ヲ爲スカ又ハ爲サ、ルコトハ以テ約因トスルヲ得サ
ルナリ且此等ノ事ヲ約束スルモ亦以テ約因トナスヲ得サルハ同一理
ナリ

斯ク云ヘハ簡易ナルカ如クナレトモ實際ニ至リテハ甚タ困難ナルコ
ト少シトセス或ル實例ニ龍動ヨリボルテツク海ヘ往復スル船舶ノ航
海中二人ノ水夫逃走セルヲ以テ船長ハ殘リノ水夫等ニ向テ汝等ノ盡
力ニ依リ龍動ニ歸航スルヲ得ルトキハ二人ノ水夫ノ給料ヲ分與スヘ
シト約セシカ歸航後其約ヲ履行セサルニヨリ出訴セリ然ルニ裁判所
ハ被告ニ違約ノ責ヲシト判決セリ蓋シ此場合ニハ龍動ヲ發スルトキ
ヨリ途中ニテ起ルコトアルヘキ危難ヲ豫想シタルヘキモノニシテ死
亡逃走等ヨリ水夫減スルコトアルモ餘ノ水夫ニテ安全ニ歸航スヘキ

ハ當然ノ義務ナリ故ニ之ヲ爲シタルハ當サニ盡スヘキヲ盡シタルモ
 ノニシテ約因トスルニ足ラス約因ナケレハ契約成立スルコトナケレ
 ハナリ

抑モ船主カ水夫ヲ雇入ル、トキノ契約ニ於テハ其水夫等ノ乘込ムヘ
 キ船ハ航海ニ適スルモノナルコトヲ豫シメ明約セサルモ法律ハ之ヲ
 約束シタルモノト推測スルナリ故ニ例令ハ日本ヨリ亞米利加ニ航海
 シ直チニ復タ日本ニ回航スルカ爲メ雇入レラレタル水夫等ニハ既ニ
 航海ヲ始メタル後其船ノ航海ニ適スル丈ケ堅牢ニアラサルコトヲ發
 見スルトキハ強テ其船ニ乘込ミ回船セサルヘカラサル契約上ノ義務
 アルコトナシ何トナレハ船ノ持主ニ違約アレハナリ然ルニ船主ノ代
 人タル船長水夫等ニ約シテ此船ハ普通ノ船ト異ナルヲ以テ或ハ危険
 アラシモ計ルヘカラサレトモ若シ最初約シタルガ如ク航海ヲ遂ケナ

ハ其報酬トシテ多分ノ金額ヲ拂ハント言ヒタル場合ニ於テ水夫等若

ハ其報酬トシテ多分ノ金額ヲ拂ハント言ヒタル場合ニ於テ水夫等若シ航海ヲ終リタルトキハ船長ノ約シタル金額ヲ請求スルコトヲ得ヘシ何トナレハ水夫等ノ亞米利加ヨリ日本ニ回航シタルハ自ラ船ノ持主即チ雇主ニ對シテ正當ニ爲サルヘカヲサル義務ヲ盡シタルニアラス即チ雇主ニ違約アルヲ以テ回航ヲ拒ミ得ヘキモ特別ニ多分ノ金額ヲ得ルノ利益アルヨリ回航シタルモノナレハナリ右ハ法律上約因トスルヲ得サルモノニ似テ尙ホ約因タルヲ得ルノ一例ナリトス前ニ述ヘタルハ契約ヲ結ヒタル一方ノ者ヨリ他ノ一方ニ對シテ契約上ノ義務アリシコトヲ爲シタルヲ以テ約因トスルコト能ハストノ例ナリ而シテ受約者ヨリ第三者ニ對シテ爲スヘキ義務アルコトヲ爲シタルトキモ亦尙約因トスルニ足ラサルナリ

假令ハ甲者乙者ニ契約上拂フヘキ金圓アリタル場合ニ當リ因者甲者

ニ約シテ曰ク若シ汝乙ニ拂フヘキ金圓ヲ拂フトキハ余汝ニ若干ノ金圓ヲ拂フヘシトカ又ハ或ル物品ヲ與ヘントカ言ヒ依テ甲者(受約者)丙者ノ言ニ從ヒ乙者(第三者)ニ金圓ヲ拂フタリト雖トモ決シテ甲丙間ノ契約ヲシテ有効ナラシムルニ足ルノ約因アリト云フヘカラス蓋シ甲者ノ乙者ニ金圓ヲ拂ヒシハ敢テ丙者ヨリ約束ヲ受クルト否トニ拘ハラスシテ當然乙者ニ對シテ拂フヘキノ義務ヲ盡シタルニ過キサレハナリ然レトモ今假リニ設ケタル例ニ反スルカ加ク見ユル訴訟先例アリ其訴訟事件ヲ案スルニ茲ニ伯父アリ其甥ニ書ヲ贈リテ曰ク余嘗テ汝ハ甲者ト婚姻スルノ契約ヲナセリト聞ケリ是レ實ニ賀スヘキコトニシテ余モ亦之ヲ望ム故ニ汝若シ甲者ト果シテ婚姻ヲ遂クルアラハ其後ハ余ノ畢生間汝ニ年々百五十磅ノ金圓ヲ與ヘント其後甥果シテ甲者ト婚姻ヲナシタレトモ伯父ハ最初約セシ如ク年金ヲ拂フコトヲ

二七ノ五十四
二七ノ五十五

數年間停滯セル内其伯父遂ニ死亡セリ依テ甥ハ伯父ノ死後管財人ニ
對シテ伯父ノ生存中ニ拂ヒタルヘキ年金ヲ請求セリ
右ノ訴訟事件ニ於テ裁判所ノ論點トナリシモノハ伯父ト甥トノ契約
ハ有効ナルヤ否ヤヲ決スルニアリ而シテ其契約ノ有効ナルヤ否ヤハ
伯父ノ約束ニ對スル約因アリシヤ否ヤノ點ニ歸スルモノトス而シテ
此約因有無ノ點ニ關シテハ判決上明瞭ナラサルカ如シト雖モ裁判所
ハ遂ニ伯父ノ管財人ヨリ甥ニ伯父ノ生存中ニ拂ヒタルヘキ年金ヲ拂
ハサルヘカラスト判決ヲ下シタリ
今此判決ノ結果ヨリ推考スレハ裁判所ニ於テハ伯父ノ約束ニ對シ充
分ナル約因アリト認メタルヤ必セリ然レトモ其約因ナルモノハ甥カ
伯父ノ書ヲ贈リシ如ク甲者ト婚姻シタルヨリ外ニ有ルヘキ様ナシ然
ルニ甥カ甲者ト結婚シタルハ甥ト甲者トノ間ニ結ヒタル婚姻ノ契約

契約法

二百十三

アルニヨリ當然爲スヘキ義務ヲ盡シタルニ過キサレナリ
 去レハ前ニ述ヘタル如ク第三者ニ對シテ爲スヘキコトヲ爲シタルヲ
 以テ約因トスルコト能ハスト云ヘル規則ニ背クカ如シ蓋シ此判決ノ
 理由タル充分明瞭ナラサレトモボロツク氏ハ其判決ノ正當ナルコト
 ナ辯護センカ爲メ更ニ說ヲ立テ、曰ク抑モ此伯父ト甥トノ契約ニハ
 充分ナル約因アリ如何トナレハ甥ハ既ニ婚姻ノ契約ヲ結ヒタルニ相
 違ナシト雖トモ其後新タニ甥ヨリ伯父ニ對シ甲者ト結婚スルコトヲ
 約束シタルニヨリ甥若シ違約シテ甲者ト結婚セサルトキハ甲者ノミ
 ナラス尙ホ伯父ヨリモ訴訟ヲ受クルノ不便アリ故ニ受約者即チ甥ニ
 於テ不便ヲ蒙ムルコトヲ以テ爲約者即チ伯父ノ年金ヲ拂フヘキ約束
 ノ充分ナル約因ナリト今之ヲ換言スレハ伯父ト甥トノ間ニ契約ナカ
 リシトキコトモ若シ甲者ト婚姻セサルトキハ甲者ヨリ違約ノ訴ヲ起

サル、ノ責アリ然レトモ伯父ト甥トノ間ニ契約ナキトキハ決シテ伯父ヨリ違約ノ訴ヲ起サル、ノ責ナシト雖トモ一旦其間ニ契約シタル以上ハ甥若シ甲者ト婚姻セサルトキ伯父ヨリモ亦訴ヲ受クルノ責アリ即チ此責ハ伯父ノ契約ニ對スル充分ノ約因ナリト云フニアリ然レトモ此議論ハ論理ヲ誤リタルモノナリ所謂環論ニ陥キリ自己ノ證明セントスル所ヲ假定シテ論シタルニ過キス何トナレハ伯父ヨリ甥ニ對シ違約ノ訴ヲ起サントセハ其約束有効ノモノナラサレハ能ハス然ルニ其約束ノ有効如何ヲ證明セシカ爲メ甥若シ甲者ト婚姻セサルトキハ伯父ヨリ訴ヲ受クルノ不便アルヲ以テ其約束有効ナリト云フニアレハナリ後其諸家ノ駁撃ヲ受ケボロック氏自ラ其論理ヲ誤リタルコトヲ知リタルカ其著書契約法ノ四版ヲ發兌スルニ當リ私カニ此一項ヲ削除セリ

然ラハ此訴訟事件ハ全ク判決ヲ誤リタルモノナルカアンソン氏説ヲ述ヘテ曰ク甥ノ甲者ト婚姻シタルハ其甲ニ對シテ婚姻ノ契約上當サニ爲スヘキコトヲ爲シタルニ過キサルコトハ勿論ノコトナレトモ凡テ未行ノ契約ニ在リテハ契約ヲ結ヒタル雙方ノ對手ノ同意ヲ以テ之ヲ取消スコトヲ得ルモノナリ即チ甥若シ甲者ノ承諾ヲ得ルトキハ婚姻ノ契約ヲ取消スノ權利アリ然ルチ甥ハ伯父ヨリ年金ヲ拂ハントノ契約ヲ受ケタルカ爲メニ此權利ヲ放棄シタルモノナリ即チ甥ハ決シテ甲者トノ契約ヲ取消サ、ルノミナラス甲者ヨリ解約ヲ求ムルト雖トモ之カ承諾ヲナサ、ルコトヲ約シタルモノナリ故ニ甥ノ權利ヲ放棄シタルヲ以テ充分ナル約因ト云フヲ得ヘシト

斯ノ如ク論シ來ルトキハアンソン氏ノ論ヤ敢テ間然スヘキ所ナク實ニ正確ナル論ト云ハサルヘカラス此訴訟事件タル英吉利法律ニ背キ

タル判決ニアラスト云ハサルヘカラス然レトモアンソン氏ノ説ヲ以テ現ニ此訴訟事件ヲ判決シタル判事ノ理由ヲ説明シタルモノトハ云フコト能ハサルヘキカ何トナレハアンソン氏ノ説ノ如キハ該判決録中ニ少シモ見ヘサレハナリ余カ考察スル所ニヨレハ蓋シ此ノ事件判決ノ重モナル理由ハ今日既ニ破ル、所トナリタル近親ニ對スル愛情ヲ以テ約因トスルニ足ルト云ヘル規則ニ基キタルモノニアラサラン乎然レトモ一箇ノ訴訟事件ヲ擧ケ以テ其判決ノ正否如何ヲ研究スルモ左程必要ノコトニアラサレハ深ク穿索スルニ及ハサルナリ以上述ヘタルハ爲スヘキ義務アルコトヲ爲シタル場合ノ例ナリ次ニ爲スヘカラサル義務アルコトヲ爲サ、ルヲ以テモ亦約因トナスコト能ハス例令ハ不法ニ人ヲ監禁シ而シテ其監禁ヲ解クカ如キコトハ決シテ監禁セラレタルモノヨリ約束ヲ受クルノ約因トナスコト能

ハス夫レ既ニ監禁シタルモノヲ解クハ或ハ之ヲ行爲ト云フヲ得ヘキ
 モ尙ホ引續キテ監禁スルコトヲ爲サ、ルモノナレハ不爲ト云フ方カ
 却テ至當ナルヘシ而シテ此不爲ノ義務アルコトヲ爲サ、ルハ當然ノ
 コトダルヲ以テ決シテ約因トスルコト足ラサルヤ明ナリ
 又受約者ヨリ爲約者ニ對シテ爲スヘキ義務アルコトヲ爲シタルヲ以
 テ約因トナスコト能ハスト云フ極メテ簡單ニシテ屢々普通ニ起ル例ヲ
 舉クレハ負債主カ債主ニ拂フヘキ金額ノ一部分ヲ拂ヒ之ヲ以テ殘金
 支拂ノ免除ヲ受クルノ約因トナスコト能ハサル場合はナリ假令ハ甲
 者乙者ニ對シテ支拂フヘキ百圓ノ負債アリ時ニ甲者乙者ニ申込テ曰
 ク余今八十圓ヲ拂フヘケレハ殘金二十圓ヲ免除セラレタシ若シ二十
 圓ヲ免除セラレサレハ八十圓ヲモ拂ハサルヘシト而シテ乙者之ヲ承
 諾シ八十圓ヲ受取リタルト假定セヨ此場合ニ於テ甲者ハ尙ホ二十圓

チ拂フノ義務チ免レタルモノニアラス何トナレハ甲者ノ拂ヒシ八十
圓ハ既ニ拂フヘキ金額ノ一部分ニシテ之チ拂フハ義務ノ一部分ヲ盡
シタルニ過キサレハ殘金二十圓ノ免除ヲ受ケントスル約束ノ約因ト
スルニ足ルモノナシ依テ乙者ヨリ更ニ二十圓ノ金額ヲ請求シテ訴テ
起スノ權利アリ
右ニ述ヘタルハ甲者ニ於テ八十圓ヲ拂ヒシハ甲者ノ既ニ百圓ノ金額
ヲ拂ハサルヘカヲサル位地ニアリシ場合ナリ甲者若シ乙者ニ對シテ
拂フヘキ負債アルモ未ダ之ヲ拂フヘキ期限ノ來ラサル前ニ其負債ノ
一部分ヲ拂ヒシトキハ殘金ノ免除ヲ受クル約束ノ約因トスルコトヲ
得ヘシ何トナレハタヘト小額ト雖トモ期限ノ來ラサル前ニ之ヲ拂ハ
シムルハ債主ニ取リテ若干ノ利益アルカモ知ルヘカラス又債主ニ
在リテハ其期限前一厘ヲモ拂フニ及ハサルモノナレハナリ負債主ニ

於テ小額ニテモ期限前ニ之ヲ拂ヒシハ即チ義務外ノ事ナラセシモノ
 ナリ此レ小額ニテモ期限前ニ拂フトキハ殘金ヲ免除セントノ約束ヲ
 有効ナラシムルニ充分ナル約因アリトスル所以ナリ而シテ法律ハ約
 束ノ約因ト匹敵セルヤ否ヤニ關セサル前既ニ述ヘタルカ如キヲ以テ
 期限前ニ一圓ヲ拂ヒ以テ百圓ノ負債ヲ免カル、ノ約因トスルハ敢テ
 妨ケナキナリ
 又負債主ニ於テ金圓ヲ支拂フ代リニ債主ノ承諾ヲ得テ金圓ニアラサ
 ル他ノ物品ヲ渡シタルコトヲ以テ負債ヲ免カル、ノ約因トスルヲ得
 ヘシ何トナレハ負債主ニ於テ金圓ヲ拂フノ義務アレトモ其他ノ物品
 ヲ渡スヘキ義務ナケレハナリ即チ或ル物品ヲ渡ストキハ負債ヲ免除
 セントノ約束ヲ受クルニ就テ負債主ノ爲スニ及ハサル義務外ノコト
 ヲ爲シタルモノナレハナリ而シテ其物品ハ如何ニ價値ノ廉ナルモノ

ニテモ之ニ關セサルモノトス何トナレハ例令價值ノ廉ナルモノニテ
 モ債主ニ取りテハ負債ノ金額ニ相當スルノ價值アルモノト見サルヘ
 カラス若シ夫レ負債ニ匹敵セル價值ナキモノトセハ債主ニ於テ何ソ
 其物品ヲ受取り之レカ承諾ヲ與フルノ理アラン
 負債主ニ於テ金額ノ一部分ヲ拂ヒ殘金ノ免除ヲ受クルコト能ハサル
 ノ理由ハ若シ其一部分ヲ拂ヒシトキ既ニ全額ヲ拂フヘキ義務ノアリ
 シ場合ニハ法律上約因ト約束ト匹敵スルコトヲ要セスト云フ規則ヲ
 適用スルコト能ハサルニアリ即チ金圓ヲ拂フヘキ期限ニ前後ノ區別
 ナキ以上ハ法律ハ約束ト約因トノ價值各若干ナルヤヲ問ハサラント
 欲スルモ能ハサルナリ何トナレハ金圓ハ他物ト異ニシテ人民ノ私ニ
 之レカ價值ヲ變更シ得ヘキモノニアラス一國ノ通貨ハ其價值既ニ定
 マレリ故ニ今現ニ百圓ノ金額ヲ拂ハサルヘカラサル義務アルモノヲ

管ニ八十圓ノ金額ヲ拂ヒ而シテ其八十圓ノ價值百圓ニ等シトハ法律
 上決シテ言フヲ得サルナリ此場合ハ法律ハ約束ト約因トノ匹敵スル
 ナ要セストスル規則ノ例外ナリ
 然レトモ茲ニ甲ナル負債主アリテ此負債主ニ對スル多數ノ債主アル
 場合ニ於テ其負債主ト多數ノ債主等ノ間ニ在リテ示談ヲナシ負債主
 ヨリ各債主ニ對スル負債ノ一部分ヲ拂ヒ殘餘ノ金額ヲ免除セントス
 ルノ約束ハ有効ナルモノトセリ然レトモ是レ決シテ負債主ニ於テ負
 債ノ一部分ヲ拂フコトヲ以テ殘金ノ免除ヲ受クルノ約因トシタルニ
 アラス抑、此示談ノ約束ニ於ケル約因ハ負債主ヨリ各債主ニ對シ且各
 債主相互ニ對シ數人ノ間ニ取結ヒタル新タナル契約ニアリ即チ元來
 負債主ト各債主トノ間ニ法律上數多格別ノ關係アリシモノヲ示談ノ
 契約ニヨリテ新タニ負債主并ニ各債主等ノ間ニ存スル契約ヲ結ヒタ

ルニアリ而シテ他人ヨリ約束ヲ受クルコトヲ以テ約因トスルヲ得ヘ
キコトハ前ニモ説明セルカ如シ

(三)爲約者ヨリ受約者ニ對スル愛情ヲ以テ約因トスルコトヲ得

此ノ事ハ約因ノ性質ヲ示シタル所ニテ既ニ述ヘタルカ如ク全ク道德
範圍内ニ屬スヘキモノニシテ今日ニテハ決シテ約因トスルコト能ハ
サルコトニ決セリ今日ニアリテハ約因ナルモノニハ法律上幾分カ金
錢上ノ價值アルモノニ限レリ然レトモ昔時ハ爲約者ト受約者トノ間
ニ親戚等ノ關係アルトキハ財産信托等ノ方法ニ依テ受約者ニ不動産
上ノ使用權ヲ有セシムルコトヲ得ルカ如キ規則アリタリ而シテ此規
則ノ行ハレタル時代ニハ右等ノ約因ヲ稱シテ「グード」又ハ「ブラット」コ
ンシデレーシヨン」ト言ヒ今日ノ所謂約因即チ有價值ノ約因ト區別ス

ルカ如キコトアリタレトモ此ハ沿革上ノ事ナルヲ以テ茲ニ詳論スル
 ノ必要ナカルヘシ有價値ノ約因トハ原語ニテ「グアリエーブル、コンシ
 デレーシヨン」ト言フ而シテ今日單ニ約因ト言フハ總テ此有價値ノ約
 因ヲ稱スルナリ

(四)過去ニ在リテ得タル利益ニ對シ道德上報恩ノ義務ヲ以テ約
 因トスルコトヲ得ス

斯ノ如キ德義上ノ義務モ亦第三ノ場合ト同シク全ク道德場裏内ニ放
 任スヘキ者ナリ故ニ法律ハ此等ノ義務ニ干涉セサルモノトス然レト
 モ第三ノ場合ニ於ケルト同シク一時ハ道德上ノ義務ヲ以テ約因トス
 ルコトヲ得ルト言ヘル説ノ行ハレタル時代アリシカ其後此ノ説ヲ破
 リタル或ル訴訟事件ニ於テ判事某曰ク道德上ノ義務ヲ以テ約因トス
 ルコトヲ得ルトセハ全ク約因ヲ要セストスルニ至ルヘシ何トナレハ

如何ナル約束ニテモ現ニ約束ヲナシタル一事ハミチ以テ既ニ道德上ニテハ其約束ヲ盡スヘキ義務ヲ生スヘケレハナリト實ニ明言ト謂ツヘシ此訴訟事件以後ハ道德上ノ義務ヲ以テ約因トスルヲ得サルコトニ決シ今日ニテハ全ク動カスヘカラサルニ至レリ

第四 約因ト爲シ得ヘキモノ

抑モ約因トハ前ニ述タル如ク契約ヲ結フノ主意トモ言フヘキ者コトテ何ナル約因アルニアラサレハ契約ヲ有効ナラシムルコト能ハスト言ヘルカ如キ範圍ノ狭小ナル者ニアラス法律ノ禁セサル以上ハ如何ナル事柄ニテモ契約シ得ルト同シク法律ノ禁セサル限りハ如何ナル事柄ニテモ亦約因トナスコトヲ得ヘシ夫レ斯ノ如ク約因ノ範圍ハ廣大ナルヲ以テ如何ナル事柄ヲ以テ約因トナスコトヲ得ヘキヤハ實ニ枚擧スルニ遑アラスト雖モ今之ヲ大別シテ三種トナスヲ得ヘシ

(一) 所爲

(二) 不爲

(三) 約束(爲スヘキ又ハ爲サルヘキ約束)

(一) 所爲

所爲ヲ以テ約因トナシ得ヘキハ既ニ前記約因ニ關スル諸規則ノ例ヲ以テ明了ナルヘキヲ以テ之ヲ再説スルノ要ナシト信ス既行ノ約因ノ如キハ即チ行爲ヲ以テ成立スル所ノ約因ナリ

(二) 不爲

不爲ヲ以テ約因トナス場合ハ實際僅少ナレトモ今普通ニ行ハル、モノハ權利ヲ放棄スルカ又ハ權利ノ執行ヲ中止スルカ如キ是ナリ而シテ此ニ所謂權利トハ必ラスシモ習慣法ニテ保護スル權利ノミナラス或ハ衡平法裁判所ニテ保護スル所ノ權利ニテモ充分ナリトス且其權

利ハ管ニ本人ニ對スル者ノミナラス第三者ニ對スル者ニテモ足レリトス又其權利ハ必ラスシモ之アリト確定シタル權利ナルヲ必要トセス權利アリト推測スヘキ相當ノ理由アルトキハ事實權利存セサルモ之ヲ放棄シ又ハ中止スルコトヲ以テ約因トナスコトヲ得ヘシ如何トナレハ事實ナキ權利ニテモ之ヲ放棄シ若クハ之カ執行ヲ中止シテ出訴セサルトキハ爲約者ニ於テ其自ラ權利アリト信スル人ニ出訴セラレ、ノ不便ヲ免ル、ノ利益アレハナリ故ニ權利ノ放棄又ハ中止ヲ以テ約因トスルコトハ事實其權利アルコトヲ必要トセス唯左ノ二條件アレハ足レリトス

第一 權利アリト信スルコト

第二 權利アリト信スヘキ相當ノ理由アルコト

右ノ二條件ニシテ具備スルトキハ實際權利存セスト雖モ之ヲ放棄シ

又ハ之ヲ中止スルコトヲ以テ約因トスルニ充分ナリトス而シテ權利
 ナ放棄スルトキハ全ク之ヲ消滅セシムヘキカ故ニ敢テ論スルマテモ
 ナキコトナレトモ權利ノ執行ヲ中止スルトキニハ期限アレハ其定期
 間ハ之ヲ中止シ若シ其期限ナキトキハ相當ノ時間内之ヲ中止セサル
 ヘカラス何トナレハ不爲ヲ以テ約因トナス場合ニテモ固ヨリ其約因
 ト約束ト匹敵スルヤ否ヤハ之ヲ問ハサレトモ不爲ハ所爲ト異ニシテ
 爲サハルコトナルヲ以テ一分時間ニテモ中止セリト言フヲ得ヘケレ
 ハ相當ノ時間内ハ之ヲ中止スヘキ者ト定メサルヘカラサルナリ

(三) 約束

如何ナル約束ニテモ法律上約束タルヲ得ヘキモノハ他ノ約束ノ約因
 トナスコトヲ得ヘシ而シテ約束カ契約ノ約因トナリ居ルトキハ必ス
 ヤ双務ノ契約ヲ生スルモノナリ如何トナレハ双方ノ約束カ相互ニ約

因トナリテ一ノ契約ヲ生スルモノナレハナリ故ニ其双方ノ約束ノ一
ニシテ無効ナルトキハ他ノ一モ亦約因チ失フヲ以テ自然無効ナラサ
ルヲ得ス去レハ双務契約ノ効ヲ生セシメンニハ必スヤ双方ノ約束共
ニ同時ニ有効ノモノトナラサルヘカラス
然レトモ雙務契約ノ一方ノ約束ハ法律上取消シ得ヘキ者ナルモ其約
因タルヲ妨ケサルモノトス例ヘハ英國ニ於テ近年發布シタル條例ア
ル前ハ幼者ノ結ヒタル契約ハ一般ニ幼者ニ於テ取消シ得ヘキモノト
ナセリ而シテ取消シ得ヘキ契約トハ其之ヲ取消スマテハ成立スルコ
トヲ顯ハスモノナレハ幼者ニ於テ其契約ヲ取消サ、ル以上ハ不完全
ナカラモ約因タルヲ得ヘキ約束ハ存スルモノトセシナリ
又雙方ノ約束ノ一方ハ有條件ノ約束タルモ尙ホ之ヲ以テ約因トスル
ヲ得ベシ例ヘハ今請負建築ノ契約ヲナシ單ニ注文者ハ金ヲ拂フ約束

ナシ請負人ハ建築スヘキ約束ナシ場合ニ於テハ雙方ノ約束共ニ
 無條件ノ約束ナレトモ注文者ニ於テ若シ其請負人ノ建築シタル家屋
 成就ノ後或ル建築學士ノ鑒定ヲ乞ヒ果シテ善良ナル結果ヲ得ルトキ
 ハ賃錢ヲ拂ハント約束セハ其約束ハ則チ有條件ノ約束ナリ然レトモ
 此有條件ノ約束ヲ以テ尙ホ約因トナスコトヲ得ヘシ
 又保險契約ノ如キモ一ノ有條件ノ約束ヲ以テ約因トナス契約ナリ即
 チ保險者ニ於テ船舶ノ破壊スルカ或ハ毀損スルトキハ若干ノ金圓ヲ
 拂ハント言フ如キハ有條件ノ約束ナリ
 又左ノ如キ場合ニモ有條件ノ契約ヲ成立セルモノト説ク人アリ例令
 ハ前橋ノ生糸商人甲者ナル者横濱ノ商人乙者ニ書ヲ送り汝ノ注文次
 第今年中ニ代價若干ノ割合ヲ以テ生糸若干荷ヲ賣却スヘシト申込ミ
 シニ乙者ハ單ニ之ヲ承諾シタリト假定スルトキハ其結果如何ト言フ

ハ却テ妙味アル所ニシテ國會自カラ男女ニ對シテ恩惠ノ所爲ヲ爲ス
 モ、ハ、コ、シ、テ、法、律、規、則、ニ、ヨ、リ、テ、制、肘、セ、ラ、レ、サ、ル、ヲ、云、フ、ナ、リ、又、男、女、モ、權
 利、上、ヨ、リ、シ、テ、自、分、等、カ、背、法、ノ、婚、姻、ヲ、正、當、ト、ナ、シ、吳、レ、ヨ、ト、強、請、ス、ル、ノ
 權、ヲ、キ、ハ、勿、論、ナ、リ、凡、ソ、斯、ル、恩、惠、ノ、所、分、ハ、成、法、ノ、嚴、肅、ニ、極、タル、所、ヲ、緩
 和、ス、ル、モ、ノ、コ、シ、テ、恰、モ、日、本、治、罪、法、ニ、アル、特、赦、ノ、場、合、ノ、如、ク、法、律、規、則
 ヲ、以、テ、豫、メ、其、場、合、ヲ、限、制、ス、ヘ、キ、モ、ノ、ニ、ア、ラ、ス、且、ツ、國、會、ハ、最、大、ノ、權、力
 ノ、集、合、ヲ、レ、ハ、國、會、其、者、カ、至、當、ナ、リ、ト、思、量、ス、ル、所、ハ、他、ノ、法、律、規、則、ヲ、以
 テ、之、ヲ、制、限、ス、ル、ノ、要、ナ、キ、ナ、リ

第四問(第十號四二)

清水和太郎

夫ニ於テ妻ノ財産ヲ自己ノ所有トセシトキハ代理人ヲシテ妻ノ訴訟
 權ヲ掌握セシムルコトヲ得ヘシ[圈點]處明解セス御指示ヲ乞

答

夫ニ於テ妻ノ訴訟權ヲ掌握セントスルニハ自カラ之ヲ爲スコトヲ要
セス代理人ニ其事ヲ委任スルコトヲ得ルモノトス訴訟權并ニ掌握ノ
コトハ講義中ニ明解アリ

○私犯法

第一問 (第拾二號四十三頁)

校外生 清水和太郎

法庭カ債主ニ命シテ拂ヒ渡サシムル金圓ノ如クコノ金員トハ借金ヲ
指シタルモノカ將タ借金延滞ヨリ生シタル損害金ヲ指シタルモノカ
右答案

法庭カ債主ニ命シテ拂ヒ渡サシムル金圓トハ借金モ亦借金延滞ヨリ
生シタル損害金モ併セテ之レヲ云フナリ

○組合法

問第三問 (第五頁)

校外生 山崎迂太郎

二七ノ七十五

商社組合ニ至リテハ組織セル諸人トテ殊別スルヲ得ス其理由如何

右答案

無形人ニアラサル商社組合ハ法律上ノ成立ナキカ故社員ト區別シテ
論スルヲ得ス

第四問 (第拾八頁)

之レヲ要スルニ組合商業ヲ組成スル諸人ハ損失カ利益ノ分配高ヲ減
少スル丈ケハ其損失ヲ分擔スルヲ要スレトモ若損失カ利益ニ超過ス
ルトキハ必スシモ其損失ヲ共擔スルヲ要セスト説明ヲ乞フ

右答案

語ヲ換ヘテ言ヘハ損益分配高ハ各人必スシモ平等ナルヲ要セストノ
意ナリ

第五問 (第十頁)

質問

四十一

債主ハ組合云々負債全部ノ償却ヲ受ケント訴フルコトヲ得商社ハ之
レニ反ス其理由如何

右答案

商社ハ人員多數ナルカ故ナリ

第六問 (第二十一頁)

利益分配ノコトノミ記シ云々表面ノ推測ハ損益共擔ノ暗約アリトス
ルヲ以テ亦組合ヲ組成スヘシ同法第十八頁ニ於テ組合商業ヲ組成ス
ル諸人ハ損失カ利益ニ超過シタルトキハ必スシモ其損失ヲ共擔スル
ヲ要セストアルハ理論上然ル所以ナル可キハ勿論ナル可ケレハ契約
上ニ損益共擔ノ記載アラハ兎ニ角記載ナキニ於テ單ニ表面ノ理論上
ニ損益共擔ノ暗約アリト推測ヲ下サ、ル理由如何

右答案

二七ノ七十七

二七ノ七十六

損失ガ利益ニ超過シタル云々ハ損益分配高ハ必スシモ各人平等ナル
 ナ要セストノ意ナレハ是レニヨリ推知セラル可シ
 第七問 (第四十八頁)
 組合員各自ハ云々紛議ヲ第三者ノ仲裁又ハ和解ニ付スル權ナシトハ
 如何
 右答案
 組合員一人ニテ組合カ世間ニ對スルノ紛議ヲ示談スルヲ得スト云フ
 ニ在リ
 第八問 (第拾六頁) 校外生 佐伯 廉
 凡損益共擔ノ方法ニハ自ラ二様アリ云々所謂二様トハ第一圖及第二
 圖ノ如キ場合ヲ指スカ而シテ組合商業ハ必ス此二様ノ共擔法ニ依ラ
 サル可カラスト云フニ非ス其一ノ方法ニ依ルヲ以テ足レリトス云ヘ

質問

四十三

ハ第一圖ノ如ク利益ヨリ損失ノ超過シテ此損失ヲ共擔セサルノ一方
法ニ依ルモ猶組合商業ヲ組成シ得ルヤ且其損益ハ誰カ之レヲ負擔ス
ルヤ若シ組合中一部分ノ入之レヲ負擔ストセシカ是レ唯組合中ノ内
約ニシテ其員中ニ効力アルモ他ノ權利者ニ對シテハ其効驗ナカル可
シ果シテ爾レハ一般ニ對シテハ法律ノ許サ、ル所ニシテ組合ヲ組成
スルノ要素ニハ非ルヘシ若シ共有財本ヨリ支辨スルトセシカ是レ財
本寄附ノ多寡ニ比例シテ共擔スルト何ソ異ナランヤ或ハ共有財本カ
負擔シテ各自カ支出セサル所ニ且此ニ共擔スルヲ要セスト云フノ意
ナリセハ第二圖ノ如ク利益カ損失ニ超過シタル場合モ其損失ハ共同
利益ノ内ヨリ差引スル故ニ是亦共擔スルヲ要セスト云フテ然ル可キ
カ若シ爾レハ何ソニ様ノ區別ヲ要セン必竟組合員ハ利益并ニ損失ヲ
共擔セサル可カラサルモノナルニ如何ナル點ヨリ如斯ニ様ノ區別ヲ

立テラレタルモノナルヤ御明教ヲ乞フ

右答案

強チ第二圖ノ方法ニ依ラストモ第一圖ノ方法ヲ以テ損益ヲ分擔スレハ既ニ組合員タルノ分限チ有テ可シトノコトナリ

第九問 (第百二十五頁)

債主ノ立テントスル負債ハ支拂ノ當時現ニ存在スルモノコシテ其金額確定シ「トアルハ支拂ノ當時其金額ハ確定シ居リテ法律上訴求シ得ヘキモノナルコトヲ要セスト云フノ意歟御教示ヲ希フ

右答案

然リシテハ債主ノ立テントスル負債ハ支拂ノ當時現ニ存在スルモノコシテ其金額確定シ居リテ法律上訴求シ得ヘキモノナルコトヲ要セスト云フノ意歟御教示ヲ希フ

第一問ノ答

前既ニ答フル所ナルヲ以テ別ニ答ヘス

第二問ノ答

組合員ノ一人カ他ノ組合員ニ對シ若シ損失カ利益ニ超過スルコトアルモ己レハ只當初差出シタル資本金ヲ失フニ止マリ其餘ノ損分ハ負擔セスト約スル如キコトアルモ爲メニ組合商業契約ノ本躰ヲ害スルコトナシトノ意ナリ

○法學通論

校外生 福田清逸

問第四號 (三十二頁)

尤モオースチン氏ハ此說ヲ排斥シ政府ハ權利者タル能ハスト云ヘルハ理論極メテ精確ナルコト、ス」トアリ全氏カ政府ハ權利者タラサル所以ヲ論シタル理由ノ要點ヲ御教示アラスンハ本論ニ於テ甚ダ迷ナキ能ハス

右答案

○第一科教課及受持講師姓名 ○ハ参考科 一財 產 法全上 去 増 嶋六一郎

○第一科教課及受持講師姓名 (ハ参考科
○ハ科外)

第一學年
 一 法學通論 每週一小時 法學士 山田喜之助
 一 契約法 全二時 法學士 土方寧
 一 私犯法 全上 法學士 與田義人
 一 親族法 全一時 法學士 山田喜之助
 一 日本刑法 全上 法學士 岡山兼吉
 一 代理法 全上 米國法律學士 菊池武夫
 一 動產委託法 全上 法學士 元田義人
 一 組合法 全上 法學士 松野貞一郎
 一 英語學 全上 菅沼達吉
 ● 英國刑法 全上 法學士 澁谷懺爾
 ● 羅馬法 全上 法學士 坪井九馬三
 ● 論理學 全上 法學士 高橋健三
 ● 判決例 全上 法學士 伊藤梯治
 ● 理財學 全上 法學士 植村俊平
 ○ 第二學年
 一 買賣法 每週一小時 法學士 高橋捨六
 一 不動產法 全上 法學士 伊藤梯治
 一 動產法 全上 法學士 山田喜之助

一 財產法 全上 法學士 增嶋六一郎
 一 證據法 全上 法學士 岡村輝彦
 一 會社法 全上 法學士 植村俊平
 一 流通證書法 全上 法學士 高橋健三
 一 商船法 全上 法學士 松野貞一郎
 一 治罪法 全上 法學士 增嶋六一郎
 一 訴訟法 全上 法學士 高橋健三
 一 民擬律擬判 全上 米國法律學士 菊池武夫
 一 刑判決例 全上 法學士 土山重明
 一 英語學 全上 菅沼達吉
 ● 米國法律 全上 米國法律學士 シドモル
 ● 民訴訟演習 全上 藤原繁人
 ● 刑法理 全上 法學士 工藤勝人
 ● 成法理 全上 法學士 高橋健三
 ● 保險法 全上 法學士 伊藤梯治
 ● 國際公法 全上 法學士 植村俊平
 ○ 第三學年
 一 財產法 全上 法學士 增嶋六一郎
 一 破產法 全上 法學士 中橋德五郎

一 訴訟 法全上 ホリスズ 増嶋六一郎
 一 保險 法全上 法學士 伊藤 悌治
 一 衡平 法全上 卒業生 戸水 寛人
 一 沿革法理學全上 ホリスズ 増島六一郎
 一 法馬理學全上 法學士 奥田 義人
 一 國際公法全上 法科大學 卒業生 植村 俊平
 一 國際私法全上 法科大學 卒業生 山田喜之助
 一 判決 例全上 法科大學 卒業生 植村 俊平
 一 民擬律擬判全上 米國法律學士 菊池 武夫
 一 英語學 法全上 法科大學 卒業生 吉田直太郎
 一 憲法 法全上 法科大學 卒業生 植村 俊平
 一 行政 法全上 法學士 江木 衷
 一 米國法律全上 米國法律學士 シドモール
 一 動産差押法 ホリスズ ツチフホイール
 一 訴訟演習全上 三阪 繁人
 一 藤 則勝
 ○ 第二科教課及受持講師姓名
 一 第一學年
 一 英法註釋 每週一時 法學士 山田喜之助

マークビー氏
 ● 法律論綱全上 法學士 馬場 愿治
 アンソンの氏
 一 契約 法全上 法學士 松野貞一郎
 スミス氏
 一 契約 法全上 同 人
 アンダーヒル氏
 一 私犯 法全上 米國法律學士 菊池武夫
 アヂソン氏
 ● 私犯 法全上 同 人
 ストリー氏
 一 代理 法全上 同 人
 ストリー氏
 一 動産委託法全上 法學士 元 田 肇
 ケント氏
 一 親族 法全上 法學士 山田喜之助
 ポック氏
 一 組合 法全上 法學士 松野貞一郎
 スミス氏
 ● 訴訟 法全上 法學士 澁谷 健爾
 ハリス氏
 一 英國刑法全上 同 人
 スミス氏
 ● 商法 法全上 法學士 伊藤 悌治
 テリーの氏
 一 法律原論全上 法學士 藤田隆三郎
 ● 論 理 學全上 文學士 坪井九馬三

法學士高橋捨六先生著
英米身分法
 洋製美本全一冊
 定價金九十錢

十月廿五日發兌

身分法といへば親族法とも稱し婚姻離婚を始め夫婦親子後見人及び主人奴僕等に關する法理を網羅詳論せるものなり殊に本書は高橋先生一に専修學校の教科用を供せんが爲め汎く英米の法典を参照し章を分て節とし節を分て則とし專はら簡易明解を主とせられたる著述されの恰も一部の法典を見るに異あらむ故に法律に志すの人勿論苟も親たり夫妻より後見人たる身分ある人の熟讀を賜ふべき良書たり尙購讀者諸君の便宜を計り目錄書并に見本を調製し置かれ左店の中へ二錢郵券寄送次第進呈す

東京神田區表神保町一番地角

英吉利法律學校
 教科書賣捌所
 錦水堂

東京京橋區銀座四丁目

發賣所
 博聞社

法學士山田喜之助先生著

增訂英國私犯法

第三版美裝洋本
 全一冊
 定價金七十五錢

英國私犯法ハ英米法律ノ精華ニシテ民事上ニ於ケル吾人ノ權利義務ヲ詳論シ損害賠償ノ軌範ヲ示シ他ノ諸種ノ法律ニ比スルニ原則ノ類最モ多ク且重要ナルモノニシテ法律ヲ學ブ者先ツ此ヨリ悟入シ以テ法律志想ノ根底ヲ培養セサルヘカラス羅馬法律佛蘭西ノ如キハ私犯法ナキニ非スト雖モ之ヲ一大法類トシテ精覈シタルモノナシ此編ハ則チ其遺漏ヲ補フモノニシテ向キニ大學法學部專門學校英吉利法律學校等其無數都鄙ノ官私法學校ノ教課用書ニナリタルヲ今般増訂ノ上第三版ヲ發兌スルニ至レリ著者ニ於テ非常ノ注意ヲ以テ前版ノ誤謬ヲ正シ有益ノ材料ヲ增加セラレ活版印刷モ亦甚ク鮮明ナリ江湖ノ法曹一本ヲ購フテ座右ノ珍トナシ玉ヘ

東京京橋區三十間堀一丁目

發兌書舖
 九春堂

萬國法律週報

第拾 五號 出版

○本週報ハ從來ノ主筆者渡邊安積君死去セラル、ト雖モ決シテ廢刊スルコトナシ
 ○今般東海堂ヲ發行所ト改メ一手ニ發賣方ヲ依頼シ候間御愛讀被下候御方ハ東海堂へ御注文被下度候
 ○自今代金御支拂ノ節モ東海堂へ向ケ御拂込ヲ乞フ
 ○以來ハ前金相切レ候得ハ一冊ナリヒ送本不仕附テハ代金ハ豫メ御拂込有之度候
 ○此度持主編輯人等變更届ノ爲メ發兌期日相後レ候得共退テ舊ニ復シ可申候
 ○東京府下ハ勿論地方ノ各御書店ニ於テ賣捌方ヲ望マル、御方ニハ相當ノ割引ヲ以テ御依頼ニ應ス可ク候間東海堂へ御申込被下度候

發行所 東海堂
 東京神田區佐柄木町廿一番地

廣告

本校幹事法學士渡邊安積儀病癒療養ノ爲メ熱海ニ入浴中去月廿四日死去致候ニ付此段校外生諸君ニ告ク

明治廿年三月 英吉利法律學校

明治廿年三月十九日 (定價金貳拾錢)

持主 增島六一郎
 印刷人 大谷木備一郎
 編輯人 澁谷慥爾
 發行所 東京神田區錦町二丁目二番地 英吉利法律學校